

324

634

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5

始



324-634



上宮太子御記の研究

橋川正著

大正
10 3. 2
内交

わがなきらゝの
みたまにさゝぐ

はしがき

聖徳太子の一千三百年忌辰に當り、この記念すべき時を單に一場の祭典として終らしめない微衷から、本書の出版を試みたのである。特に本書を選んだことは、日ごろ心を惹かれて聊か研究の歩を進めつゝある親鸞聖人の寫された太子傳であるといふ理由に基く。この點からいへば眞宗聖教拾遺の一篇を紹介することにもなるであらう。上宮太子御記そのものは、太子傳としてはさほどの史的價値をもたないが、時代の産物としての意味がある。而して御記に現はるゝ史的傳説の由來を尋ね、その構成を分析批判するよりも、予はむしろその本文の研究に微力を注いだのであるから、本書を繙いて下さる諸君に豫めその邊の御領解を願ひたい。なほ本書の終に光明木尊のことに言及したが、光明本尊に關する纏つた研究の發表されてゐない

今日に於て、説述の完全を闕く譯であるが、遺憾ながら詳細のことは光明本尊の研究の現はるゝ時まで譲つておくことしやう。本書は京都帝國大學文學部の卒業論文として提出した稿本の一部であつて、論文起草の際の手控として永く筐底に葬り去るべきものであるが、上宮太子御記の全文を公にしたい念願から上梓することゝなつたのである。この稿本成るや、忽然わが父はこの世を去つてゆかれた。願れば短からぬわが學校生活を、安らかに送り得た最後の捧げものとして、貧弱ではあるが、この一本をわが亡き父の靈前に敬しく捧げる。なほ本書の出版を見るまでに幾多の師友知己の恩願を受けたことをあはせて厚くこゝに感謝する。

大正九年十一月二十八日夜燈下にて

著者　し　る　す

凡　　例

一、本書の巻頭に掲げた御記の複寫二葉は佛教大學所藏の原版によつた。それについて特に佛教大學附屬圖書館長禿氏祐祥氏の御厚意を謝する。

一、上宮太子御記及び三寶繪詞の本文は出來得る限り原文に依つたが、漢字假名の異體古字はやむを得ず改めたものがある。その他はなるべく原文に忠實に依つたつもりである。

一、對照に用ひた上宮太子御記は本派本願寺所藏本、三寶繪詞は東寺觀智院本である。兩者を自由に對照し得たことについて、所藏者に深く感謝の意を表する。

◆圖版目次◆

【一】上宮太子御記外題	玻璃版
【二】同	奥書.....	同
【三】三寶繪詞(その一)	銅版
【四】同	(その二).....	同
【五】同	(その三).....	同
【六】同	(その四).....	同
【七】同	奥書.....	同



(原寸縦九寸七分×横六寸)

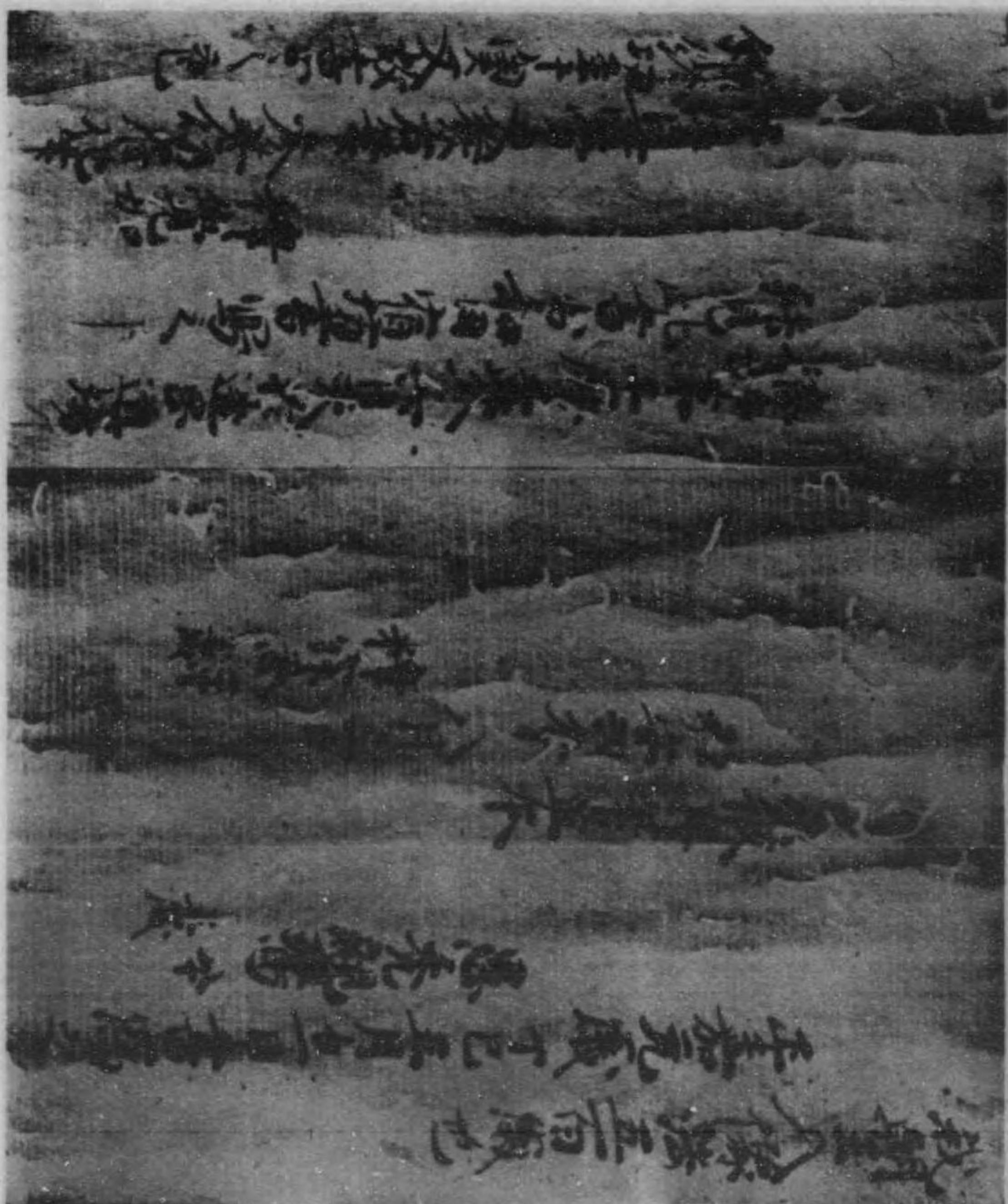
題外記御子太宮上【一】

(頁五二第文本)



高木御記石表1【一】

高木御記



(原寸縦九寸七分×横一尺一寸)

(頁三七・二部本文) 青奥記御子太宮上【二】



秋朝三ヶ條造五百歳也
 壬子加元辰丁巳五月十日書
 恩光親筆
 秋朝三ヶ條造
 己未年八月二日
 精義軒
 橋本千鶴子書
 此書少和用有書馬之
 釋覺如
 御終三十一歳又故書也
 元

昔し大い合意國に生ずるトナリ林の中ニテはソ同
 鳥ハ切利天ニ生ずるトナリ鳥歌多クナリトシテ
 人ノ信ツモチキチヤ世外神庭ノ後信テノハニイリチ
 こそし六波の帝ノ時ニテ天竺ヨリツナリ神國ニ飲
 明天皇ノ世ニ還ル百濟國ヨリツナリ今昔ヤツラニテ
 此ノゆゑナル事ツアラズ
 昔上官太子ト申シテトキ用明天皇ノハコチテ
 王ニイテ世ノ時ニ尤太部ノ真人ノ皇女ノ服ニラテモ
 信子也（ハハ）母ノ夫人ノ上ニ全念ノ僧アリチ云テ

（原寸縦九寸三分×横五寸五分）

(一のそ) 詞繪寶三【三】
 (頁七三一五三第文本)

況つ五邊惡世ニ久クワラトホリヌト乃竹妃ナニク
方ニテウチケル愛ニ太子報波ヨリ京ニ由ケル
岳山ノ邊ニ仇先人ヲシリ里駒ノ下ニテト
太子馬ヨリリリケルカキニ行キテ由花ツキテ
ケ人ニツキテ行テテ
志奈天苗耶斤岳山ニ敵ニ仇ヲトセリ様人テ若礼祖无
仇人奉ルテ由テ

魂竹ヤ富ノ諸川ノ絶ツコソ我カ大云ノ名ツ志ニ文
大イリ太子云ニ由ケテ人ニツキテテ

カクし竹ニケリ内カホミナリトシ古音アトニ音ノ内草同ナリ
 終竹日里駒イナキヨウニテ草火ツリテ久保興ニシテ
 じテ墓ニイカレ一皮イナキテタフシテ又ツノカ子シ
 内カホミカレ竹ノ日里駒山ヨリモテカキリ竹アリシ
 御ニウカ又イナキ寺ニウカ妹ハ妹子カモテカキリナリ
 秋屋ヨリカキテカキリシカキ佛ノ像ハカキニ山澤カ
 東ノ堂ニカキテカキリ百海國ノ石像今ノ古堂ノ
 元興子ノ東ノ堂ニカキテカキリ太子曰夫ヨリ
 林ノ元興子中宮ノ梅ノ梓ノ木ノ世後ノ葛ノ木ノ曰

【五】三寶繪詞(の三)

(本文五六—七六頁)

三寶塔下
 文永十年八月御屏末刻
 市馬
 大正二年三月
 東宮御所
 御所

書與詞繪寶三【七】
 (照參頁三十第文本)

日本記年申撰述徳太子宮丸瀧末古京美
 竹寺ゆり京神撰日本因現執善息室受元末
 見身

(本文第六八頁)

(四のそ) 詞繪寶三【六】

○上宮太子御記の研究正誤表

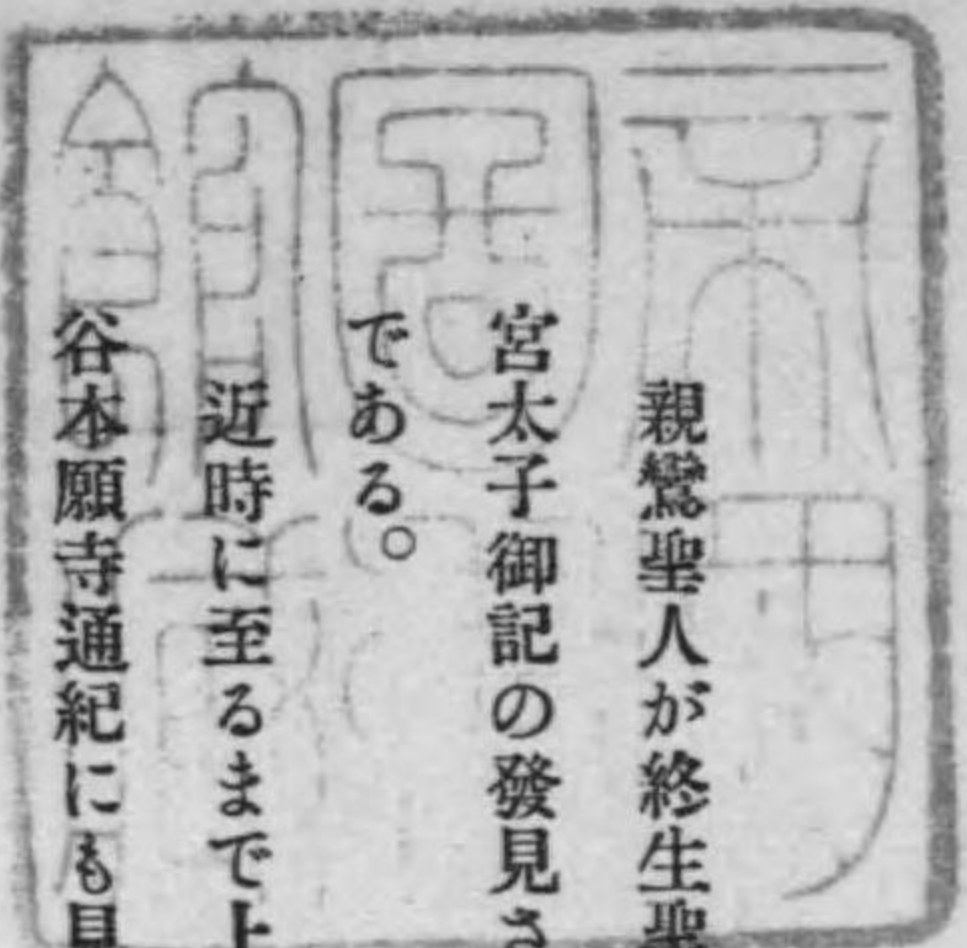
頁	行	正	誤
三	二	(圖版【二】参照) 奉 _レ 同道大上下向奥州	(口繪参照) 奉 _レ 同道大上下向奥州
五	八	時に七歳	時に歳
九	八	(圖版【七】参照)	(挿繪その一参照)
一三	四	説話	話語
二一	五	白鳳九年	白鳳年年
二二	七	事實	事實
二二	一	セシカバ	ヒシカバ
三一	三	シタマフ(黒字)	シタマフ(赤字)
六〇	五	駒……ヨバヒテ	駟……ヨビヒテ
六五	赤四	皇太子	太子
六八	標註	同上	同上
七六	一〇	同上	同上
七八	一	離	離

上宮太子御記の研究

橋川 正 著

親鸞聖人が終生聖德太子を思慕されてゐたことは今更説くまでもないが、近時西本願寺所藏の上宮太子御記の發見されたことは、聖人の太子憶念を窺ひ知る料として最も尊重せられねばならぬのである。

近時に至るまで上宮太子御記の存在は少しも認められて居なかつたのであつて、玄智景耀撰の大谷本願寺通紀にも見當らない。而して近くこの御記の存在を記したものは、先づ大日本史料第六編之十四(大正五年三月刊行)を擧げなければならぬ。則ち正平六年(北朝觀應二年)正月十九日「本願寺宗昭如寂ス」といふ條に引用せられ(六一九頁)、奥書を玻璃版に附してまで掲載せられてゐるのである。予はこの御記の存在を直接知らしめられたのは鷲尾教導氏であつて、予が大正六年九月發行の無盡燈(第二十二卷第九號)に親鸞に現はれたる聖德太子と題する一文を載せるに當つて、聊かこの御記に言及し、その奥書に關する所見の一端を附記しておいた。その後大正八年十二月發



行の六條學報(第二百十七號)に、鷲尾教導氏は、上宮太子御記と、一百十四首及、七十七首太子和讃と題する研究を發表された。今日まで予も絶えず御記の研究に心を潜め、始終注意を怠らなかつた。この御記の存在を多少なりとも一般に知らしめたのは、大正八年十一月の京都第五回大藏會の陳列であつて、同目錄(21)に見ねるところである。

二

先づはじめに現存するこの御記がどうして今日まで傳はつたかといふ由來の概略を述べねばならぬ。それにはこの御記の奥書に徴するのが最も適確な捷徑であらう。奥書の全文といふのは、

正嘉元歲丁巳五月十一日書寫之

愚 禿 親 鸞 八十
五歲

以彼眞筆草本

弘安六季八月三日

釋 寂 忍 二十
五歲

德治第二層孟冬六日天於造岡道場

拜見此書於和田宿坊書寫之了

釋 覺 如

予依目所勞更發右筆參差仍履他筆

雖終功至于奥又故書止之而已

(口繪參照)

親鸞聖人は京都に於ける晩年約三十年の間に於て、常に筆硯に親しんで聖教の製作と書寫にいそしみ、遙かに坂東その他の地方の門侶と消息を通じて居られたのであるが、特に御記に關聯した事蹟についていへば、康元二年二月九日の夜寅の時の夢告によつて正像末和讃起草の動機を得られたのである。その和讃脱稿の日は明かでないが、この和讃の終に愚禿善信作として皇太子聖德奉讃十一首が收められて居る。現に眞宗の兩本願寺派 佛光寺派、興正寺派などで依用するところの太子和讃は即ちこれである。今眞僞は別として聖人の作と傳へる一百十四首の太子和讃(大日本國粟散聖德太子奉讃)も、この同じ年の二月三十日の筆であるといふ。康元といふ年號は、三月十四日に改元されて正嘉となつた。この正嘉元年の五月十一日に聖人は御記の書寫を終つて居られるのである。以上述ぶるところは何れも聖人八十五歳の時のことである。翌正嘉二年六月二十八日に認められた尊號眞像銘文(廣銘文或ひは高田本銘文と稱するもの)には、「皇太子聖德御銘文」が加へられて居るが、御記書寫の翌年のこととして又注目すべきであらう。この銘文と御記との内容上の交渉は更に述べることにして、御記書寫の前後の關係を一瞥するにとめておかう。

聖人が書寫せられたこの御記を傳へたものは寂忍である。奥書によると弘安六年のことで、時に寂忍二十五歳であつたと記すより考へて、この人は聖人の八十七歳の時、正元元年に生誕したこととなるから、聖人と寂忍との關係はたい時代の連鎖を告げるだけである。寂忍が如何なる人であつたか、諸本の交名帳にも見當らず所見を缺くから不詳といふ外はないが、三河和田門徒の中に信寂、寂靜など寂の字を用ふる人のあることから見て、寂忍も和田門徒の一人ではなかつたであらうかと想像し得るにこゝまる。次に述べるやうに覺如上人がこの御記を三河で書寫されたことからいつて、少くとも寂忍を三河の人とすることは恐らく當を得てゐるであらう。御記の第二傳たる寂忍の書得は正嘉元年より數へて二十六年目である。

第二傳より更に二十四年を経た(第一傳よりは正に五十年の後)徳治二年孟冬六日、覺如上人は造岡道場での御記を見、和田の宿坊に於て書寫の功を終られて居る。造岡とは今日三河國額田郡美合村大字岡(三河國二葉の松に額田郡の下に岡の名を擧げるものこれである)の地であつて、以前は造岡或ひは作岡と呼んでゐた(吉田東伍氏大日本地名辭書參照)。覺如上人と同じ時代の文學的作物たる宴曲集(四)の海道といふ曲に、「者武モノムツの持る矢作ヤサキに取副 梓の眞弓春の澤田サハタを作岡ヤサキの、苗代水をや任らん」(國書刊行會本宴曲十七帖頁)といふ語があるが、當時京都から鎌倉に赴く沿道の地名として矢作の次に作岡を數へて居るのである。この作岡と造岡とは同じであつて、この地に親鸞聖人

の遺弟門侶の道場があつたと解される。大正八年夏、予はこの岡の地を親しく訪ふたが、小字作岡といふのが今もなほ存し 森の中に小さい祠が建つて居る。(この森の西に法泉寺大谷派と稱する寺院がある)。もとより小さい道場のことであるから、今日その遺址を確め得やう筈はない。和田宿坊といふのは、圓善を先徳とする和田門徒の根據であつて、存覺一期記貞和四年(興國六年)の條に三河和田道場とあるものに當る。和田の地は矢作川以西、造岡よりすれば西南約三里の地點であつて、現に碧海郡糟海村大字上和田、同郡占部村大字下和田にその名を傳へて居る。徳治二年といへば覺惠遷化(四月十二日)の年で、覺如上人時に三十八歳である。存覺一期記によると「十一月伊達郡野邊了專并子息了意子時兩人上洛衣服寺奉見世諦御無力、奉同道大上覺如下向奥州、予御留主」とあつて、この年十一月奥州伊達門徒(性意を先徳とする)の了專了意父子(萬福寺本交名帳參照)が上洛して、本願寺留守職一族の惨めな有様を見て覺如上人を擁して、奥州に同道下向したのである。(鑑古録にこの記事見えず)。その途上三河國を通過された譯であるが、御記の奥記に孟冬六日天(十月六日)とあるのと、この一期記の記事と合はない。了專父子が十一月に上洛したものとすれば、下向の途上三河を通過されたのも、少くとも十一月のことではなければならぬ。それにも拘らず御記の方に孟冬といふのは、一期記の十一月は十月の誤傳としなければ解することが出来ない。現存する一期記の原本が何分天文二十年の傳寫本であるから、或ひは一期記の方が誤つてゐるのではなから

うかと思ふ。當時覺如上人は眼疾再發のため自ら執筆することが出来ないで、他人を頼んで寫字せしめたが、奥書は自ら記した旨を特に記されて居るのである。かくして親鸞聖人によつて書寫された上宮太子御記は、終に覺如上人に寫得され長く本願寺に秘藏されることになつたのであつて、吾々は今日この徳治二年の寫本に接し得て、その寫傳の由來を奥書に徵することが出来るのである。現存の本はもと方冊本であつたのを後卷に仕立てたものであつて、各紙縦九寸七分、横一尺二寸、一枚十六行、一行十九字乃至二十三字許り、墨付表紙一、本文二十二、外に白紙數枚あつて、全文片假名交りである。

三

然らばこの上宮太子御記はいつ誰がどこで作つたのであらうか。親鸞聖人は「書寫之」と記されて居るが、他の類例によると、聖人自撰のものにも「書寫之」の文字を用ひて居られるから、或ひは聖人の自撰でなからうかとの疑問の起るのも無理ではない。越前法雲寺本の銘文、その他三經往生文類、一多證文など何れも「書寫之」と銘記してあるのである。鷲尾氏が最初奥書の上に誰々の本に據りて寫したる云々を缺くを以て、聖人の撰なりとも又然らずとも斷するに躊躇するものなりといはれたのも尤もなことである。處が第五回大藏會陳列の準備のため、東寺觀智院の藏書を點檢しつゝあつた際、偶然三寶繪詞中卷太子のことを記した條と酷似してゐることに氣がついた。その後御記

と三寶繪詞とを逐一對照して、愈この想定の正しいことが證明された。そこでとりあはずその報告的介绍を親鸞と祖國第二卷第一號(大正九年一月發行)に掲出しておいた。

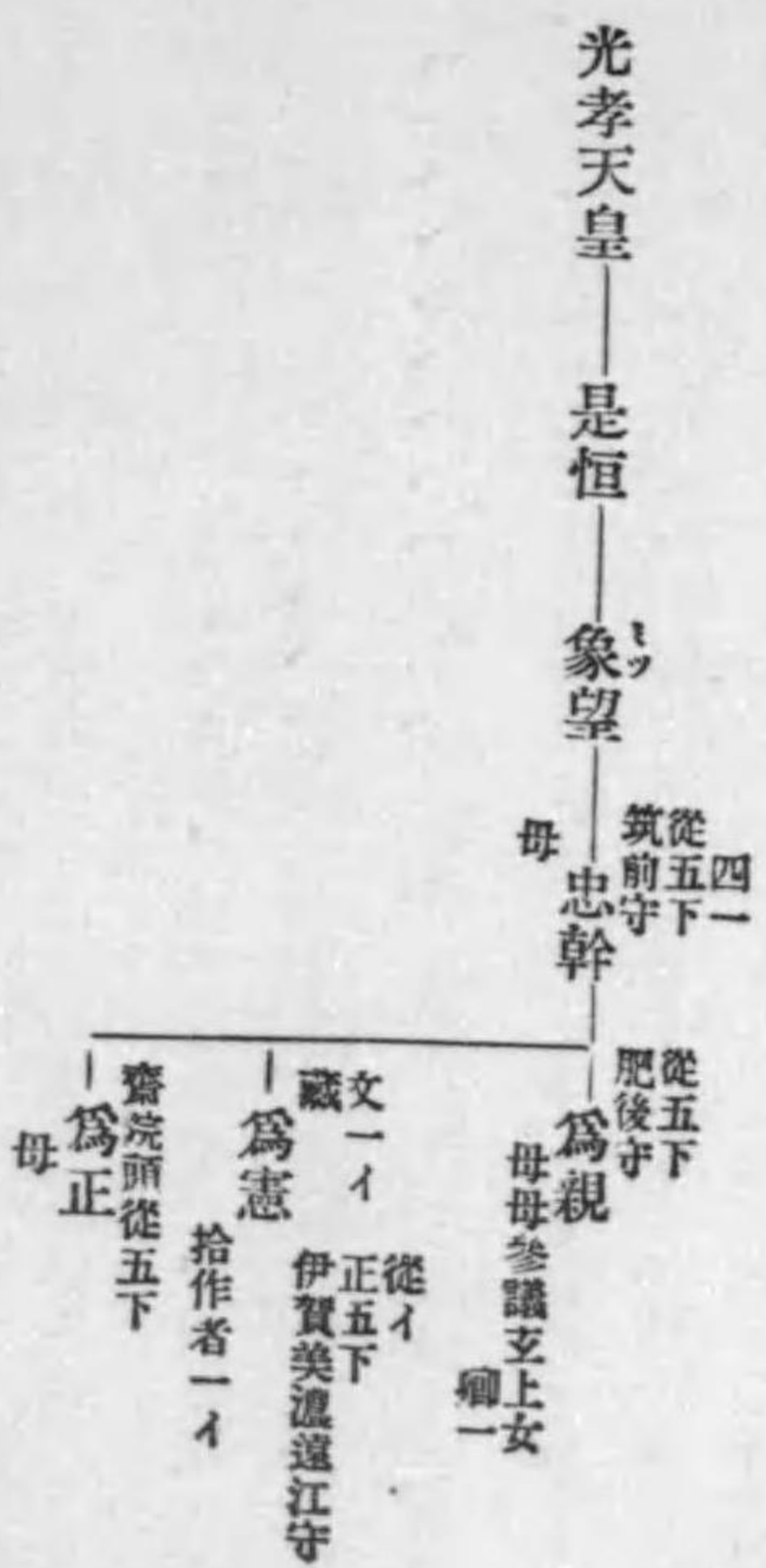
發見といへばこれはむしろ偶然的の發見であるけれども、吾々の視野を三寶繪詞に轉じて以下少しくその解說的研究に従事して見やう。

四

從來三寶繪詞を研究したものは甚だ稀であつて、中川忠順氏が學燈(十三ノ一・明治四十二年一月發行)に寄せられた源爲憲の三寶繪詞、山田孝雄氏が音楽(五ノ十二・大正三年十二月發行)に發表された文學史料としての三寶繪詞(概報)位のものであつて、山田氏が「明治以後この書を利用したるは芳賀博士の今昔物語集の考證をはじめとす」といつて居らるゝ如く、芳賀矢一氏の纂訂せられた今昔物語集の中卷(本朝部上・大正三年八月發行)の中には多く引かれて居る。(同書下卷は未刊)三寶繪詞は國文學史上注意すべきばかりでなく、わが美術史上風俗史上大いに研究すべき價値あるにかゝらず今日まで餘り顧られてゐないのは遺憾のことである。

はじめに三寶繪詞の著者源爲憲とは如何なる人であるかといふと、爲憲は光孝源氏の出で是恒王の曾孫、筑前守忠幹の子であつて、その學を源順にうけ、詩文をよくし文章生に擧げられ、藏人伊賀守式部丞を歴任して、一條天皇の正歷年中遠江守となつた。在任中困憊せる民力をよく培養し、

長徳元年任期満ちて歸るに及び、功を以て從五位上に叙せられた。のち三條天皇の長和三年美濃加賀二國の守が關けてゐたため、爲憲は書を上つてこれに任せられんことを請ひ、二國の守を歴任したといふ。爲憲は地方官としても相當の手腕を有してゐたのであらう。尊卑分脈(九)によつて、その系譜を擧げると、



これによつて見ると、爲憲には子女が無かつたらしい、よしあつたにしても父の遺業を受け継ぐほどの顯はれたものが出なかつたのであらう。

五

爲憲の著書として知られてゐるものは、第一に本朝詞林を擧げねばならぬ。大日本史(二二七)

の列傳(一四四)にも、「所著本朝詞林」といふだけである。本朝詞林は現存しないが、江談抄(五)には新撰本朝詞林事として

爲憲所撰本朝詞林、在故二條關白殿、以件書令諸家集爲憲給也、世間流布披露本甚以省略也、保胤正通等集詩三百餘首今所書入也。

といふから、諸家の漢詩を集めたものであることがわかる。

この他には圓融天皇の天祿元年十二月二十七日の序を附してゐるところの口遊くちすまを數へねばならぬ。乾象門・坤儀門・宮城門・人倫門・藥方門等十九門に分つて、兒童の暗誦すべき條々(三百七十八曲)を集めた科書である。序による左親衛相公殿下第一小郎小名松 雄 君即ち參議左中將藤原爲光恒徳の長男 時にのために特に撰じたものであるといふ。この書の弘長三年二月五日の寫本が現に名古屋の寶生院(眞福寺)に傳はつて、國寶に指定明治三十八年四月指定されて居る。

この書の存在は故谷森善臣翁によつて知られ、近くは大矢透氏の音圖及手習詞歌考(大正七年八月發行)に、この書に載する大爲爾歌たかひのうたについて詳細に考證されてゐる。

天祿元年より十四年を経て永觀二年に三寶繪詞が製作されたのであつて、三寶繪詞については稍詳しく項を改めて述べるつもりである。

爲憲は詩文に長じ、その作は本朝麗藻をはじめ應和三年三月十九日に會した善秀才宅詩合に見る

ことが出来る、共に群書類從に收められて居る。江談抄を見ても詩文のことに關して爲憲孝道秀句事、源爲憲作文時卿難事、夢爲憲文章事などの項が見えて居る。爲憲にはなほ空也上人誄一卷并序、法華經賦の作があつた。前者は現存して群書類從に收められてゐる。空也上人は天祿三年に遷化せられたのであるから、爲憲はその遷化に遇ふて當時この誄を作つたのであらう。但し現存のものは天治二年の寫本であつて、口遊と同じく名古屋寶生院に傳へられて居る。後者は源信僧都の往生要集附録の送狀に出てゐる。源信が往生要集を宋の天台山國清寺に送つたことは有名なことであつて、當時博多に在住して居た宋の商人周文徳に托して送つた書狀の日附は寛和二年の正月十五日である。この時、源信は自著往生要集の外に先師慈惠(元三大師良源)の觀音讚と慶滋保胤の十六相讚及び日本往生傳と共に前進士爲憲作の法華經賦を添へて、大いにわが文化の精髓をかの上に示さんとしたのである。この前進士爲憲とはいふまでもなく源爲憲のことであつて、法華經賦の作のあつたことはこれで明かにわかるのである。當時法華經の信仰は年と共に殷盛を極め、文學の題材としても法華經の愛尙は非常に高まつてゐた。爲憲の法華經賦はその代表作として、終に海外にまで轟くことゝなつた譯である。その製作の年時は不明であるが、少くとも寛和二年以前のものといふことだけは確かである。この事實から、源信と爲憲との關係が考へられぬでもない、兩者の間に直接深い交渉がなかつたにせよ、源信が爲憲の存在を認めてゐたことは明かである。現存する大江匡房

の法華經賦一卷(日本大藏經所收)と對比して、爲憲の法華經賦は大いに見るべきものであつたであらう。三寶繪詞と空也上人誄と法華經賦とを連絡せしめて考へると、爲憲の文學の甚だ宗教的であることに氣づくのであつて、一條天皇の寛弘前後の文化の先驅として大いに今後の研究を待ちたい。爲憲の長するところは主として漢詩であるが、全く和歌を作らなかつた譯でもなく、拾遺和歌集(八)には左の如きものが見ゆる。

明石の浦のほごりを舟にのりてまかりけるに

源爲憲

よと共にあかしの浦の松原はなみをのみこそよるとしるらめ

今日知られる範圍に於て爲憲の著書詩文の概要はほゞ以上の如くである。三寶繪詞の作にしても、次に述べるやうにその繪は人に描かしたのであつて、彼を畫家と見做すことはもとより誤りである。扶桑名畫傳(二五)、畫工便覽(一)、黒川真頼全集の訂正増補考古畫譜(五)などに爲憲の名を出して居るのは何れも彼を畫家として取扱つたのであるが、中川忠順氏が既にいつて居らるゝが如く、「三寶繪の畫人丹青の名手とせるは畫工便覽、扶桑畫人傳皆大早計に失したるを免れず」とせねばならぬ。

扶桑名畫傳には爲憲の歿年を寛弘八年八月とするが、何によつたものか明かでなく、享壽も詳かでない。大日本史には歿年享壽共に闕いて居る。源爲憲の人となりは、大體右の如くであるが、こ

れよりその著三寶繪詞について少し詳しく述べて見やう。

六

三寶繪詞はその寫本が現存するだけで、しかも極めて類本の少いものである。現に知られてゐるものは、京都東寺觀智院藏の三冊本(但し上巻の末に落丁がある)と、前田侯爵家に傳はる三冊本とである。なほその斷簡は手鑑類を漁ると出てくるこのことであるが、それを集めることは容易の業でなく、よし集めても到底完本となる譯のものでないから、部分的の對照校合に供し得る位のものであらう。さてこの二本について、前田侯爵家所藏本は醍醐から出たもので、中川忠順氏が「山城醍醐寺の塔中に釋迦院と云へるあり、今や廢殘に歸して其名を止めず、嘗て寛喜二年僧寂賢の古鈔本を傳へたりと云ふ、また院と運命をともにしたるか、今その存否如何を知らず、わが見たるは此本を影寫したる正徳比のものなり、影寫主其日乘に記して絶大之珍篇也と賞歎したるあり」といはるゝに當るもので、山田孝雄氏はこの本を以て草案本とし、はじめ眞名書きであつたのを、清書の際假名交り文に改めたのであるといふ。この草案本に對して清書本の系統に屬するものが即ち觀智院本であつて、先に國寶に指定されたものである。この二本の關係は恐らく氏の説かるゝが如くであらうと思はれる。

この觀智院本のものに見わた處では、先づ訂正増補考古書譜(五)に

〔補〕 東寺寶翰古器目錄云、三寶繪詞源爲憲作、久永十八年八月書寫三冊

〔補〕 眞頼曰、久永は應永の誤なるにや

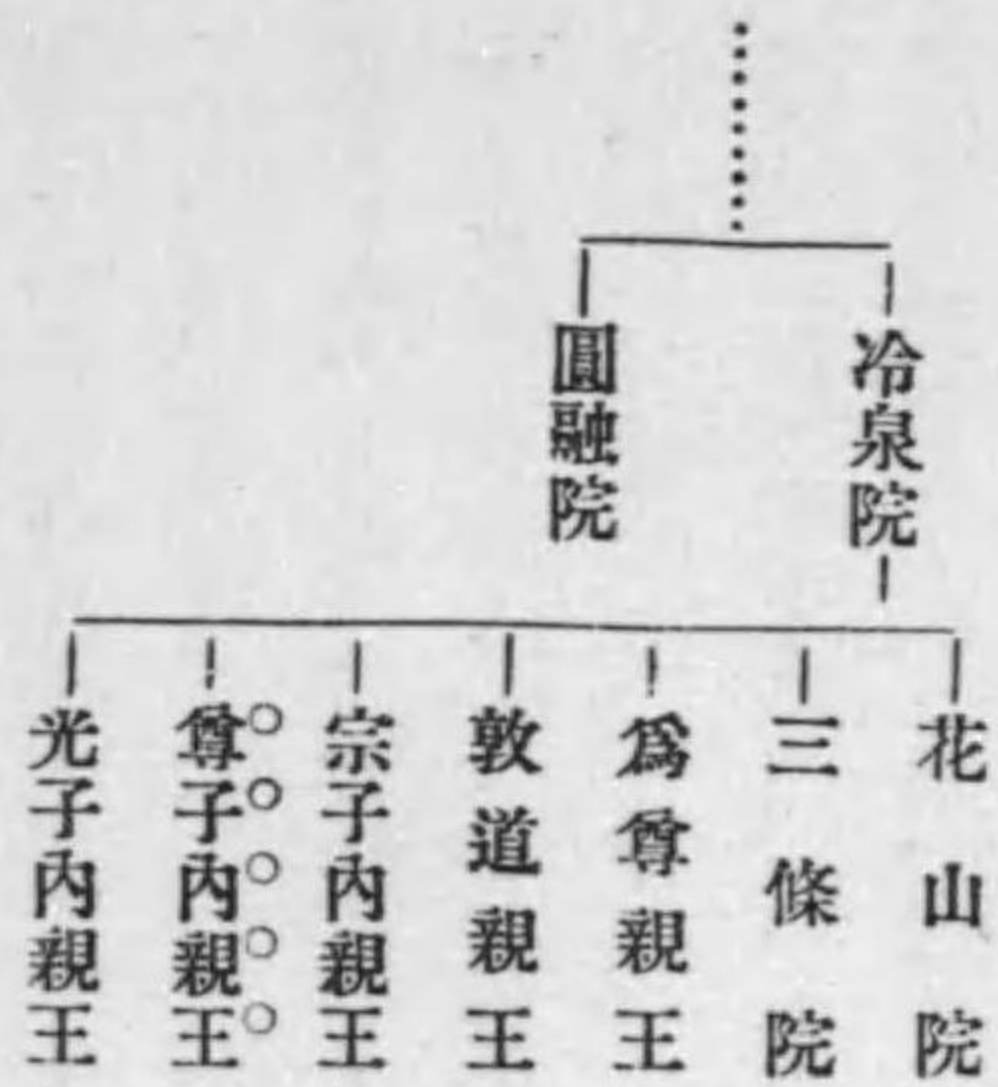
とあるを推さねばならぬ。然し原本を見るに下巻の奥に

文永十年八月八日彼岸中日未刻書寫了、戸部二千石三善坊(花押) (挿繪その一参照)

とあつて、考古書譜にいふやうに久永でもなく又應永でもない。黒川眞頼氏も恐らく原本を見ずに推測を加へられたに過ぎぬのであらう。文永を久永と誤り、十年八月八日が十八年八月と誤り傳へられたのであつて、實は鎌倉後期の寫本で、永觀二年よりは二百八十九年の後である(東寺觀智院金剛藏秘冊圖譜大正九年五月發行參照)。

次にこの觀智院本によつて、著作の緣由より説き起して漸次内容の考察に移つて行かう。大鏡に「花山院の御いもうとの女一宮はうせ給ひにき。女二宮は冷泉院の御時の齋院にたせ給ひて、圓融院の御時の女御にまわり給へりし、ほごもなく内の焼けにしかば、火宮と世の人もつけてまつりき。さて二三度まわり給ひて後、ほごもなくうせさせたまひにき。この宮に御覽せさせむとて、三寶繪はつくれるなり」(太政大臣伊尹の條)とあるから、製作の目的は窺ひ得るが(單に繪といふのは、繪を主とするからであつて、繪の説明たる文を繪詞と稱する。後の例であるが、このことは一遍聖繪と一遍聖人繪詞、幕歸繪と幕歸繪詞などに徴して明かである。剋實すると繪は主、文は従であるが、繪といふ

も繪詞といふも同じである、今本文の序によると「穴貴ト吾冷泉院太上天皇ノ二人ニ當リ給フ女ナ御子、春ノ花良チヲ恥、寒キ松音ヲ讓リ、九重ヘノ宮ニ撰レ入り給ヘリシカド五ノ濁ノ世ヲ厭ヒ離給ヘリ……此レニヨリテアマタ乃貴キ事ヲ繪ニカ、セ又經ト文トノ文ヲ加ヘ副ヘテ令奉ム」とあつて冷泉天皇の第二内親王即ち尊子内親王の描かしめられた繪に爲憲が自ら筆を執つて説明を加へまつたものである。本朝皇胤紹運錄によれば



右の如く、尊子内親王は冷泉天皇の御子で、花山天皇三條天皇の妹御に當らせられる。小右記(後小野宮右大臣藤原實資の日記)によると永觀三年(即ち寛和元年)五月二日の條に
此曉二品尊子内親王薨_{冷泉院}
二宮

と見ゆ、これより溯つて親王の御經歷に關するものを摘出すると、天元五年正月十九日の條に、
二品宮被參入、以承香殿爲直廬、初被候麗景殿

とあり、同四月三日の條に

傳聞、二品女親王今夜退出、是依光照卒去俄以被出云々、依歸忌日半夜出云々

とあり、同四月九日の條に

傳聞、昨夜二品女親王_{承香殿}、不使人知密親切髮云々 或説云、邪氣之所致者、又云、年來本意者、

宮人祕隱、不云實誠、早朝義懷朝臣參入、令奏此由云々、又云、是非多切、唯額髮許云々、頗似

祕藏詞、主上頻有仰事、參左府下奉宣旨、歸參内宿侍。

とある。日本紀略によると天延三年四月三日の條に

前女御從三位藤原懷子_{年四}皇太子并齋院母也 仍齋院退出東院。

とあつて、皇太子とは後の花山天皇であり、齋院とはいふ迄もなく尊子内親王のことである。な

は天元三年十月二十日の條には

前齋院尊子内親王始參候麗景殿_{冷泉院}
皇女也

とあつて、圓融天皇の後宮になり給ふたのであるが、入内より約一ヶ月の後十一月二十二日、賀茂臨時祭の日、主殿寮より火焰忽ち起り諸殿舎悉皆焼亡した_{日本紀略}前に引いた大鏡の文に「火宮」のこ

この見ねるのはこの事實に當るのであつて、榮華物語(二)にも「今の東宮の御妹の女二宮參らせ給へりしかば、いみじう美しうもて興じ給ひしを、參らせ給ひてほごもなく、内なむ焼けにしかば、火の宮と世の人申し思ひたりしほごに、いとほかなうせ給ひしになむ」(花山の卷)と説くところに合する。なほ日本紀略によるその翌四年正月十日、二品に叙せられ、寛和元年五月一日、御年二十歳を以て薨せられたことになつて居る。前の小右記と日本紀略と薨去の日について一日の差があるが、事實は一日の夜半であつて、小右記にはこれを「今曉」と聞いたまゝに手記したものと解すべきであらう。後の尊子内親王を傳するもの皆日本紀略の説に合するが、小右記は當時の日記としての面目を却つて具へてゐると見るべきであらう。親王は入内より二年の後退出せられ、頭髮の一部を落されたことは前の小右記に見え、これによつて佛法に心を寄せたまひしことが想像できるのであるが、慶滋保胤が親王の四十九日の忌辰に草した願文(爲二品長公主四十九日願文本朝文粹四)には、去月十九日延曆寺座主良源惠を請ふて戒師とし入道し給ふといふ。良源はこの年正月三日七十四歳を以て遷化したのであるから、この事實はそれより以前のことと違ひない。然るにこの願文は六月十七日に認められたのであるから、願文だけで合理的に解釋すると、この「去月」とは「四月」を指したやうである。けれどもそれでは良源が遷化の後であり、齟齬を生じて來る。結局本朝文粹の文に脱字があるのでなからうかといはねばならぬ。

因みに親王の傳は賀茂齋院記に

冷泉院第二皇女也、母贈皇太后懷子、藤原伊尹公之女也、安和元年七月朔日卜定、十二月二十七日御禊、入左近衛圓融院天祿元年二月二十九日被告齋王不改之由于賀茂、四月十二日尊子禊于東河入紫野院、是月十八日賀茂祭尊子依母喪不供奉、天元三年十月二十日、尊子始參候麗景殿、四年正月十日叙二品、寛元(和の誤)元年五月朔日薨年二十

と見え、一代要記(集)に

尊子内親王、帝二女、康保四年九月四日爲親王、同五年七月一日爲齋院年三歳、天延二年四月遣母喪後入圓融天皇後宮、叙二品、寛和元年五月一日薨、年二十歳、或云四月二十九日。

とある。大日本史は以上の史料によつて親王の御傳を掲げて居る(七九)。要するに親王は村上天皇の康保三年に生誕し給ひ、花山天皇の寛和元年、御年二十歳を以て薨せられたのであつて、この親王のために源爲憲の記しまつた三寶繪詞が、薨去の前年に出來上つた趣は、繪詞の序の終に「于時永親二タ年セ中ノ冬ナリ」といふのによつて明かである。

親王が佛法に心を寄せたまひしことは前述の如くであるが、三寶繪詞の序には「五ノ濁ノ世ヲ厭ヒ離給ヘリ 彼勝鬘ハ波斯匿王ノ女スメ也、心ヲ發セル事人モ不教有相ハ宇陀美王ノ后也」といはれ、ひとたび親王と三寶繪詞との關係に思ひ至れば、更にうなづかるゝ點が多いのである。爲憲が

空也上人誄の筆者であり、又源信僧都に知られてゐたことは前にも述べたが、三寶繪詞の序による
と爲憲自身が晩年佛門に入つて西方淨土を願生したことが知られ、一面彼の傳記を補ふに足るので
ある。即ち「參河權守源爲憲ハ恩ヲイタマケルコト山ヨリモ重ク 志ヲ懷ケル事海ヨリモ深キ宮人
也リ、若クシテ文ノ道ニ遊テ一枝ノ桂ヲバ折テキ、老テ法ノ門ニ入りテ九ノ品ノ蓮スヲ願フ、内外
トノ道ヲ見給ヘルニ一ハ恩ノ爲ニ供シ、佛ノ種子ハ縁ヨリ起リケレバ丁寧ロニ功德ノ林ノ事ノ葉ヲ
書キ集メ菩提ノ樹ノ善キ根ヲ寫シ奉ルニ心ノ緒ハ玉ツ佐乃上ニ亂レ涙ノ雨ハ水クキノ本ニ流ル願ハ
此ノ志ヲ以テ又後ノ世ニモ被引導奉ラム事、念ヘバ猶淨飯王ノ御子ノ佛ニ成リ給ヘリシ時キ古ルク
ヨリ仕マツレル儒陳如ガ先ヅ人トヨリ先キニ被度シガ如奈良無」とは、單に文學的修辭としてのみ
看過することは出来ない。

この繪詞の製作年時は同じく序の中に「于時永觀二タ年セ中ノ冬ナリ」とあるから、圓融天皇の御
世であつて、尊子内親王の御年十九歳の時であるが、この日附を特に注意したいのは、源信僧都の
往生要集との關係である。この兩者相互の間に直接に影響した痕跡は認められないけれども、往生
要集は永觀二年十一月の起草であつて、翌年四月に成稿したのであるから、三寶繪詞と殆ど時を同
じくして居るといつてよい。往生要集は單に宗教的著作として平安朝淨土教の一表現たるばかりで
なく、わが宗教文學としても多大の價值を有し、後世の國文學に與へた影響も少くないのであるが、

同時代の宗教文學たる三寶繪詞を研究するに當つては、この點から是非顧られねばならぬのである。
わが宗教史上文學史上、この兩者は同時代の表現として密接なる關係を有するのである。三寶繪詞
がわが文學史研究上、はた美術史研究上重視すべきものたることは既に中川、山田兩氏によつて唱
道せられたところであるが、たゞへば佚書日本國名僧傳(居士小野仲廣撰)を引用するが如きは、わ
が僧傳編纂史上見のがすべからざることであり、雜祭の起源を物語る法華寺の華嚴會のこの見
るのは、又わが風俗史上逸すべからざる資料とせねばならぬであらう、今それらについて一々縷述
してゐる追がないから、次にこの繪詞の内容を聊か窺つて所要の目的に進んで行かう。

畫工便覽に袖中抄を引いて「袖中抄に爲憲が三寶繪といへるものは 諸佛菩薩及び寺院の緣起或
ひは釋氏の傳記等を畫ける繪卷やうのものなるべし、或人の説にも三寶繪は佛法僧を三寶といへば
佛繪なるべし、又聖德太子の御傳記をかけるものありといへり、さもありぬべきことなり」第一卷と説
いてあるが、直接この繪詞によつて解説を試みたものとは思はれぬ。三寶繪詞の名はいふ迄もなく、
初中後三卷を佛寶・法寶・僧寶の三寶に當てたからであつて、今序文によると明快にそのことが知ら
れるのである。即ち「其名ヲ三寶ト云事ハツタヘテイハム物ニ三歸ノ縁ヲ合結ムトナリ、其數ヲ三卷
ニ分テル事ハ三時ノヒマニアテタルナリ、初ノ卷ハ昔ノ佛ノ行ヒ給ヘル事ヲ明ス種々ノ經ヨリ出タ
リ、中ノ卷ハ中來ゴ法ノコ、ニヒロマル事ヲ出ス家々ノ文ヨリ撰ベリ、後ノ卷ハ今ノ僧ヲ以テ勤ル事

ヲ正月ヨリ十二月ニ至ルマデノ所々ノ態ヲ尋タリ、其ノ初ニ各ノ趣ヲ宣ベ、其奥ニ又徳ヲ讃タリ、
凡ソ總テ佛法僧ヲ顯セバ初モ善ク中カモ善ク後モ善シ、在トシ在ラム所ノ所ニハ當ニ三寶伊坐シテ可守
給也」といふのであつて、第一卷は主に大智度論、六度集經等によりて釋迦佛陀一生の行蹟より本
生譚などに亘り、第二卷は多く靈異記によりてわが佛教に關する十八人の人々の説話を收め（この
卷のはじめに「コノ卷ハ先ハジメニ其趣ヲノベテ次ニ十八人ガ事ヲ注セリ」といひ、本卷に收める説
話にして靈異記に依るもの實に十四縁の多き上つて居る）、第三卷は諸種の經文寺々の縁起などに
よりていはゞ佛教年中行事を列擧して居る（第二卷と同じく卷頭に「此卷ニハ正月ヨリハジメテ十二
月マデ月ゴトニシケル所々乃ワザヲシルセル也」となし、「正月、正月オコナフヨシ、御齋會、ヒエ
ノ山ノ四季ノ懺法、温室ノ功德、布薩」以下、「十二月、御佛名、是等ノハジメオハリノアリサマヲ
シルセルナリ」に終つて居る）。以上によつて本繪詞の内容の概要はほゞ明かであらう。この第二卷
法寶の卷の序説及び聖德太子の段と上宮太子御記の殆んど全文とが全く一致するのであつて、御記
の文が三寶繪詞から流れ出てゐることは、下に掲げやうとする對照によつて、寸毫も疑ふべき餘地は
無いのである。而して兩者の中間に現はれてゐる今昔物語の聖德太子於此朝始弘佛法語第一（卷第
十一）
を注意して、叙述を繼續すべきであるが、同時に三寶繪詞の後世に影響を及ぼしてゐる點に少しく
注意を拂ふと共に、古來三寶繪詞が如何に傳へられて來たかその經過の一般を摘要しておかう。

七

大鏡に三寶繪なる語の見えて居ることは前に述べた如くであるが、本文の影響として與ぐべきは、
今昔物語と袖中抄とである。今昔物語（又宇治大納言物語、宇治拾遺物語ともいふ）は普通に源隆國
（白河天皇承暦四年薨、壽七十四歳）の作とせられてゐる説話集であるが、この今昔物語に收められ
てゐる話語の出典として三寶繪詞は甚だ重視せられるのである。このことは芳賀矢一氏纂訂の考證
今昔物語集本朝部上を開くならば一見明瞭のことであつて、説話の出典として三寶繪詞の引用を屢
々見るのである。それらを通覽する時には、三寶繪詞は弘仁年中に成つた日本靈異記とこの今昔物
語との中間に在つて兩者を連絡せしめる位置にあることを察知し得るのであつて、三寶繪詞と靈異
記とが極めて密接なる關係を有すると同じく、三寶繪詞と今昔物語とも親縁を有するのである。山
田孝雄氏が「三寶繪詞中卷の第一章はそのまゝ今昔物語に、第二章はそのまゝ袖中抄に轉載せられ
て存するものなり」といつて居られる如く、三寶繪詞中卷聖德太子の一章は今昔物語の聖德太子於
此朝始弘佛法語となつて現はれて居るのである。山田氏はそのまゝといつて居られるけれども、
言々そのまゝに轉載されてゐるのではなく、文脈に於ては少しも變つてゐないが、その用語に至つ
ては大分相異して居る。その「大分」の程度は今昔物語集について檢すれば詳細に判ることであるか
ら、こゝには一々對照することを止めておく。而して山田氏の説明を見ると今昔物語にそのまゝ轉

載せられて存するものは、三寶繪詞中巻第一章だけのやうに解せられぬでもないが、いふまでもなく第一章のみならず、三寶繪詞と今昔物語とが多くの點に於て關係して居ることは前述の如くである。次に三寶繪詞と袖中抄との關係であるが、さし當つて必要でないから簡單に瞥見することにしよう。三寶繪詞中巻第二章といふのは役優婆塞に關することであるが、これが太秦寺の僧顯昭の袖中抄に引用せられて居るのである。袖中抄第六巻くめちのはしいは、この條に「顯昭考云、江の優婆塞俗姓は加茂江の公」として説明してゐる段は、すべて三寶繪詞によつたもので、殆んど繪詞の文のまゝである(歌學文庫 本七〇頁)。又同書かつまたの池の條(第三巻 歌學文庫本三四頁)にも「帝王系圖云、白鳳九年十一月、依皇后病造藥師寺云々、爲憲が三寶繪にも藥師寺は淨御原の帝の母後の御爲に立給へる所也云々」と引かれて居る。これは繪詞後巻藥師寺最勝會の條に「藥師寺ハ淨見原ノ御門ノ、母后ノ御タメニタテタマヘル所也」とあるに相當するのである。この袖中抄は鎌倉初期に出來た歌學書であつて、近くは扶桑略記の引用などもあるが、爾來三寶繪詞の流傳として注意すべきことを挙げると、前にも述べた如く醍醐寺本繪詞の原本が寛喜二年に轉寫せられてゐる事實があるばかりでなく、建長三年十月、東大寺知足院に於て成つた宗性の日本高僧傳要文抄弘法大師の條下に「世俗説也、與三寶繪大日本佛教全書 本には給に作る文不同」と三寶繪が參照せられて居る。訂正増補考古畫譜に又日本高僧傳弘法大師傳にも見わたり「補又曰、三寶繪のこと高僧傳要文抄弘法大師の條下にも見ゆ」とはこれを指したの

である。但し日本高僧傳の現行本にはこのことは見えない。而してその次に來るべきものが上宮太子御記であつて、御記の殆んど全文は三寶繪詞から出て居るのである。詳しいことは次に掲げる對照と叙説に譲ることとして、三寶繪詞の一節の獨立別行したものが、正嘉元年に轉寫された事實を舉げるにさしめておかう。而して親智院本が、文永十年に轉寫せられたものであることは、既に述べておいた通りである。なほ同時代に出來たものと思はれる叡岳要記(上)に(本書には「建保六年夏聞之」といふ註などがあるから、一般にこの時代のものと思はれて居る)「源爲憲撰三寶繪草案在之(群書類從本 五三三頁)といふ文字が見ゆるのも、この時代に行はれてゐた徵證に數へねばならぬ。山田孝雄氏はこの三寶草案とは眞名書の醍醐寺本のことであらうと推定して居られるところである。要するに鎌倉時代の人々に三寶繪詞の愛讀せられ、流行とまではいへないが、一部の人々の間に行はれてゐたことは明かである。

爾來三寶繪詞の名は久しく忘れられてしまつた。少くとも三寶繪詞の名は文献の上に影を没して居るが、洞院公賢の歷代皇紀の圓融天皇の條の裏書(歷代皇紀は、後土御門天皇を今上として文明九年に記事を終つて居る)に「爲憲三寶繪序云、釋迦牟尼佛隱給後一千九百三十三年云々、像法世ニ有ラム事非宮内省圖書寮 本兆に作る哉云々于時永觀二年云々(史籍集覽本 一二二頁)と見わけて居るが、これは三寶繪序の「釋迦牟尼佛隱給ヒテ後一千九百三十三年ニ成ニケリ像法ノ世ニ有ム事遺年不幾……于時永觀二タ年

セ中ノ冬ナリ」といふに當つて居るのであつて、洞院公賢は三寶繪詞の存在を知り、これを引用したのである。この時代に三寶繪詞の知られてゐたことはこればかりでなく實隆公記（三條西實隆の日記）の中に徴すべき記事がある。それは明應七年七月二十三日の條に
爲教國卿番代晝間祇候、於議定所御言談三寶繪詞善爲憲作上讀申、及晩退出。
又同年八月三日の條に

夜前三寶繪善爲憲作上被加修朽損之所可書入之由被仰下仍所々書入之進上退出了。

とあつて、この三寶物語と三寶繪の同一なることはいふまでもなく、三條西實隆は後土御門天皇の仰せによつて闕文を補ひ、これを献納したのである。この献納本の行くへを今詳にし得ないのは遺憾であるけれども、この時代に三寶繪詞の知られてゐた確證に供することが出来る。

徳川時代に入りて黒川春村、掖齋狩谷望之の先覺共に三寶繪の存在を知つてゐたことは扶桑名畫傳、靈異記攷證に徴して明かな事實であるけれども、親しく三寶繪詞を見たのではなく、大鏡の記事によつて知つて居たにすぎない。かくて三寶繪詞の名ばかり傳へられてゐたが、明治時代に入つてはじめて中川忠順氏によつて江湖に紹介せられ、大正の御世になつてはじめて、芳賀矢一氏はこの書を攷證今昔物語集に利用し、山田孝雄氏の「概報」を見るに至つた以上三寶詞繪の流傳について大體の沿革を述べたから、次に上宮太子御記の本文にこれを對照し、御記の内容なり繪詞の文との異同

について少し述べやう。本研究はごまでも御記を中心とするのであるが、繪詞については冗慢に流れるのも厭はず聊か解説を試みた本意は、繪詞の價值を高揚して他日その纏つた研究の出現することを翹望するために外ならぬ。（以下本文黒字はすべて御記、赤字はすべて繪詞）

八

（瑞書）上宮太子御記 沙門宗昭

三寶繪中 源爲憲撰

法寶

コノ卷ハ先ハジメニ其趣ヲノメテ次ニ十八人が事ヲ注セリ。

聖德太子	役行者	者	行基菩薩
肥後國シ、ムラニ	伴造	義通 <small>或義光</small>	播磨國漁翁
義覺法師	越前國小野麿		山城國園基沙彌
山城國造經函人	高橋東人		大和國女人
置イ 景染郡巨鯛女	檜磐嶋		諾樂京僧
吉野山僧	美作國採鐵山人		大安寺榮好

上宮太子御記

三寶繪中

【注意】三寶繪詞の右旁に(イ)とするのは、芳賀博士の今昔物語集に引用されたものを指す。括弧に入らぬイは觀智院本の原文のまゝである。

釋迦ノ正覺成タマヒシ日ヨリ、涅槃ニイリタマフヨニイタルマデ、
釋迦乃御ノ正覺成給シ日ヨリ、涅槃ニ入給シ夜ニイタルマデ、
トキタマヘルトコロノモロモノノリ、ヒトツモマコトニアラ
説給ル諸ノ事、一モマコトナラ
ザルコトナシ。始ニハ華嚴ヲ説テ解ラシメタマフ。日ノイデテマ
スハナシ。ハジメ華嚴ヲ説テ菩薩ニサトラシメ給、日ノ出テ

ツ高峰ヲテラスガゴトシ。ツギニ阿含ヲノベテ聲聞ニシラシム、
先ヅ高峰ヲ照ガゴトシ。次ニ阿含ヲノベテ沙門ニシラシメ給ニ、
日ノ高クシテ漸深谷ヲテラスガゴトシ。又所々ニシテ方等クサ
種ノ經ヲアラワスナリ。佛ハ一音ニ説タマフトイヘドモ、衆生ハ
ノ經ヲアラハスニ、佛ハ一音ニ説給フレドモ、衆生ハ
シナジナニ隨テ解ヲウルコト、一味ノ雨ノ平等ニソ、グトイヘ
シナムニシタガヒテサトリヲウル事、雨ハ一ノ味ニテソ、グドモ
ドモ、草木ノ大小ニシタガフテウクルトコロオナジカラザルガゴ
草木ハ種々ニ隨テウクルホヒヲウクルガ

トクナリ。一十六會ノ中ニ般若ノ空ノサトリヲ教テ、教ヲ歟四十餘年ノ
ゴトシ。十六會ノ中ニ般若ノ空キサトクヲオシヘ、四十餘年ノ

ノチニ法華ノ妙道ヲヒラキタマヘリ。鷲ノ峰ニシテマタオモヒア
後ニ法花ノ妙ナルミテヲヒラキ給ヘリ。鷲ノミテニ

ラハレ、鶴ノ林ニシテ聲タエタマシヨリ、迦葉ハ詞ヲ鐘ノ音ニ傳
ラハレ、鶴ノ林ニ聲タエニシヨリコノカタ、迦葉ガ詞ヲ鐘ノ音ニツタヘ

阿難ハ身ヲ鎔ノアナヨリイ。レ歟テ、ツキニエラビ千人ノ羅漢ヲト
阿難身ヲ鎔ノ穴ヨリイレリ。千人ノ羅漢ヲ撰ト

メテ、ミナシルシヲケル一代ノ教ナリ。ソレヨリノチ、二十餘人
メテ、ニセテ一代ノ聖教ヲ注フケリ。ソレヨリ乃チ廿餘人ノ

ノ聖ウケ傳エ、十六ノ大國之皇ヒロメ守リタマヘリキ。釋尊ハ滅
ヒジリウケツタヘ、十六大國ノ王ヒロメマモリキ。尺尊隱

シクマヘドモ教法ハストマリ、藥ヲトメテ醫師ニワカレタ
給ヘレドモ教法ハトママリタレバ、藥ヲトメテ醫師ノワカレヌ

ルニオナジ。誰カ煩惱ノ病ヲノゾカザラム。玉ヲカケテ親友ノサ
ルニ同ジ。タレカ煩惱ノ病ヲ除カザラム。玉ヲカケテ友ノサリス

ルニニタリ、ツギニ无明ノ醉ヲサマスベシ。ソモソモ天竺ハ佛ノ
ルニ同ジ、ツヒニ無明ノ醉ヲサマスベシ。抑天竺ハ佛ノ

アラワレテ法ヲ説タマフ境、震旦ハ法傳リテヒロマル國ナリ。フ
アラハレテ説給シ境、震旦ハ法ノ傳テヒロマル國也。

アラハレテ説給シ境、震旦ハ法ノ傳テヒロマル國也。

タトコロヲキクニ佛法慚澆アハテタルトコロナリ。震旦ノ貞元三年ニ玄
コノ二所ヲ開ニ佛ノ法漸アハテニタルベシ。モロコシノ貞觀三年ニ玄

奘三藏天竺ニ行輪之時、雞足山ノフルキミチ、竹シゲリテ人モカ
藏ノ天竺ニユキノグリシ時ニ、鶏足山ノフルキ室ニハ、竹シゲリテ人モカ

ヨワズ、孤獨園ノ昔ノ庭ニハ、室ウセテ僧モスマザリケリ。摩竭
ヨハズ、孤獨苑ノ昔ノ庭ニハ、室ウセテ僧モスマザリケリ。摩竭

陀國ニユキテ菩提樹院ヲミレバ、昔國王ノ觀音ノ像ヲ造レルアリ。
陀國ニユキテ菩提樹院ヲミレバ、昔ノ國王ノツクレル觀音ノ像アリ。

身ハミナ地ノ底ニ入テ、肩ヨリ上ヨリワヅカニ出タルアリ、佛法
皆ツチノソコニ入テ、肩ヨリカミワヅカニ出タリ、佛法

滅シヲワラムトキニ、此像イリハツベシトノタマヒケリ。マタ震
ウセヲハラムニ、コノ像入ハテ給メシトイヒケリ。又モロ

旦ニモ聖人オホク道サカリナレドモ、屢ミダレ、時アリ。後周ノ
コシニモ聖オホク滿サカヘタレドモ、(シバ)ミダレタル時アリ。後周ノ

スエノ代ニ、大ニ魔ノ風ヲアフギ、將ニ法ノ燈ヲ滅セシカバ、靄
代ニ、大ニ魔ノ風アフギテ、マサニ法ノ燈ヲケタムトヒシカバ、靄

禪師ノ世ヲ悲シカバ、身ヲ恨テモテ命ヲスツ。遠法師ノ道ヲオシ
禪師ノヨヲ悲ミ、身ヲ恨ミ、命ヲステ、遠法師ノ道ヲヲシ

ミシハ、王ニ對テ罪ヲ論ゼシナリ。開皇ノコロニ重テモテ弘キ。
ミシカバ、王ニムカヒテツミヲ論ジキ。開皇ノ比カサチテヒロマリ、

大業ノ代ニマタモテ衰ヘシカバ、鬼泣神歎山鳴泣騷海、マタ會昌ノ
大業ノヨニ又ヲトロヘシカバ、鬼泣キ神ナゲキ山ナリ海ワキ、又會昌

太子オホク經論ヲヤキシカバ、宮ノ内ノ公卿、カウベヲ低テモテ
天子天子オホク經論ヲヤキシカバ、宮ノウチノ公卿ハ、頭ヲタレテ

ナゲキ、門ノ前ノ官人ハ、涙ヲ流シテカナシビキ。彼貞觀
ナゲキ、門ノ前ノ官人ハ、涙ヲ流シテカナシビキ。彼貞觀

ヨリ已來三百六十餘年ヲヘダツレバ、天竺ヲ想像ニ觀音ノ像イマ
ヨソコノカタ三百六十餘年ヲヘダテタレバ、天竺ヲ思ヤルニ觀音ノ像

ハイリヲハリヌラム。會昌ヨリ以後一百四十餘年ニヲヨビヌレバ
入ヤハテ給ヌラム。會昌ヨリノチ一百四十餘年ニ及ヌレバ

大唐ヲ推量ニ、法門ノ成少少成歟ヌラムト云々。アナタウト佛法東ニ流テ

大唐オシハカルニ、法文ノ跡スクナクヤ成ヌラム。アナタウト佛法東ニナガレテ

サカリニ我國ニ止レリ。跡ヲタレタル聖、昔大アラワレテ、道ヲ

サカリニ我國ニト、マリ、アトヲタレタル聖、昔オホクアラハレ、道ヲ

弘タマフ君、今朝ニアヒツギタマヘルナリ。十方界ニアヒガタク、

ヒロメ給君、今ニアヒツギ給ヘリ。十方ニアヒガタク、

无量劫ニキ、ガタキ大乘經典ヲ、コ、ニシテ大キ、ミルコトコレ

無量劫ニモ聞ガタキ大乘經典ヲ、コ、ニシテオホク聞見事是

オボロゲノ縁ニアラズ。法ノ御音ハ毒ノツ、ミノゴトシ、一度キ

オボロゲノ縁ニアラズ。法ノ音ハ毒ノ鼓ノゴトシ、一度聞

クニ無明ノアダヲコロスガゴトシ。經ノミナハ藥ノ木ニオナジ、
ニ無明ノアダヲコロス。經ノ名ハ藥ノ樹ニ同じ、
ワヅカニアタルニ輪廻ノ病ヲタスク。此ユヘニス、ムルニ子ムゴ
僅ニカタタルニ輪廻ノ病ヲ除ク。

ロナル志ハ、身ノ皮ヲハキテ大乘ノ文典ヲウツスベシト、コレヲ

敬コ、ロハ、クチノ^{ロチ}□ヲモテ經卷ノ塵ヲノカサレトシメサシメ

タマヘルナリ。夫雪山童子ハ、半偈ヲ求テ命ヲステ、最勝仙人ハ一

彼雪山童子ハ、半偈ヲモトメテ命ヲステ、最勝仙人ハ一

偈ヲ子ガヒテ身ヲ破シナリ。常啼ハ東ヲコヒ、善財ハ南ヲ求メ、

偈ヲ子ガヒテ身ヲヤブリ、常啼ハ東ニコヒ、善財ハ南ニモトメ、

藥王ハ臂ヲトモシ、普明ハ首ヲステムトシキ。設一日ニ三度恒沙

藥王ハ臂ヲヤキ、普明ハ頭ヲステムトシキ。汎一日ニ三度恒沙

ノカズノ身ヲスツトモ、尙佛法ノ一句ノ恩ヲモ報ズルコトアタハ

ノカズ乃身ヲスツトモ、猶佛法ノ一句ノ恩ヲダニモ報ズル事アタハ

ズ、昔床ノ下ニシテ法ヲ聞シ犬ハ、舍衛國ニムマレテ聖トナリ、

ジ、昔床ノ下ニシテ法ヲキ、シ犬ハ、舍衛國ニ生テ聖トナリ、

林ノ中ニシテ經ヲキ、シ鳥ハ、忉利天ニムマレテタノシミヲウケ

林ノ中ニシテ法ヲ聞シ鳥ハ、忉利天ニ生テ樂ヲウケ

キ。鳥獸如是。イワムヤ人ノ慎ヲモテ聞ヲヤ。嗟呼滅度ノ後、像

キ。鳥獸スラカクノゴトシ。況ヤ人ノ信ヲモテキカムヲヤ。悲哉滅度之後、像

法ノコロニイタリテ、震旦ニハジメテ漢ノ世明帝ノ時始テ天竺ヨ

法ノ比ニイタリテ、モロコシニハ漢。明帝ノ時ニハジメテ天竺ヨリ

リ傳。我國ニハオソク欽明天皇ノ代ニ百濟ヨリ來レリシナリ。我

ツタハリ、我國ニハ。欽明天皇ノ世ニ遅ク百濟國ヨリキタレリ。我

イマタナゴ、ロヲアハセテ世ノ妙ナルコトヲアラワスナリ。

今タナ心ヲアハセテ法ノ妙ナル事ヲアラハス。

昔上宮太子ト言聖御坐キ。用明天皇ノハジメテ親王ト成_玉シ時ニ、

昔上宮太子ト申聖イマシキ。用明天皇ノハジメテ親王ニイマセシ時ニ、

穴太部ノ間人皇女ノ御ハラヨリ誕生シタマヘル王子ナリ。始テ母

穴太部ノ真人ノ皇女ノ腹ニムマセ給ヘル御子也。ハジメハ母

ノ夫人ノ夢ニ、金色ナル僧アリテ云、我世ヲ助クル子ガヒアリ、

ノ夫人ノユメニ、金色ノ僧アリテ云、我ヨラスクフ願アリ、

シバラク御ハラニ宿ラムト。我ハ救世菩薩ナリ。家西方ニアリト

願ハ暫ク御腹ニヤドラム。我ハ救世菩薩也。家ハ西方ニアリト

イヒテ、口ノ中ニオドリイルトミテ、懷妊シタマヘル太子ナリ。

イヒテヲドリテ、口ニ入ストミテ、懷妊シ給ヘリ。

太子ノ御伯父敏達天皇ノ、天下ヲ治シタマフ始ノトシノ正月一日、

太子ノ御伯父敏達天皇、雨ノシタヲオサノ給初ノ年正月一日、

ニ、夫人宮ノ内ヲメグリテ、ムヤノモトニイタルホドニ、覺ズシ

夫人宮ノウチヲメグリテ、既ノモトニイタルホドニ、オボエズシ

テ生タマヘルナリ。オモト人イソギテ寢殿ニイダキ歟イタルホドニ、ニワ

テ生レ給ヘリ。オモト人ニイダカシメ、寢殿ニイタル程ニ、俄

カニアカキヒカリ西ヨリ來テイル。御身ハハナハダカウバシ。ヨ

ニ 赤 光 西ヨリキタリイル。御身 甚 腹 四

ツキノ後ヨクモノノタマフ。アクル年ノ二月十五日ノ朝ヨリ、自

月ノ後ニヨクモノノ給。アクル年ノ二月十五日ノ朝ヨリ、心

タナゴ、ロヲアハセテ、東ニ向テ南無佛トマフシテ拜タマフ。太

ヅカラタナ心ヲ合テ、東ニ向テ南無佛ト云テヲガミ給。太

子六歳ナルニ、百濟國ヨリ始テ法師尼經論ヲモテ來レリ。太子ソ

子六才ニ成給フニ、百濟國ヨリハジメテ法師尼キタリテ、經論ヲモテワタレリ。太子奏

ウシタマフ、ワタレル經論ヲ見人、香ヲタキテヒラキミルコトオ

シ 給、持渡レル經論ヲミナトキテ、香ヲタキテ開見事ヲ

ハリテ、マタソウシタマフ、月ゴトノ八日、十四日、十五日、二

ハリテ、御門ニ申給、月ノ八日、十四日、十五日、二

十三日、二十九日、三十日コレヲ六濟トス。コノ日ハ梵王帝釋國

十三日、二十九日、三十日コレヲ六濟トス。此日ハ梵王帝釋

ノマツリゴトヲミル。モノ、イノチヲコロスコトヲトバムベシト。

ノマツリ事ヲミル。殺生ヲトバムベシト。

帝皇ヨロコビタマヒテ、天下ニ詔ヲクダシタマヒテ、此日日ニハモ
御門悦給て、雨ノシタニミコトノリヲクダシテ、此日々ニハ

ノヲコロスコトヲトゞメタマフ。八年ノ冬、新羅國ヨリ佛像ヲタ
殺生ヲヤメ給。八年ノ冬、新羅國ヨリ佛像ヲタ

テマツレリ。太子ソウ(シ)タマフ、西國ノ聖釋迦牟尼佛ノ像ナリト。
テマツレリ。太子申給、西國ノ聖尺迦牟尼佛ノ像ナリト

新羅國ヨリ日羅ト云人來レリ。身ニ光アリ。太子ヒソカニイヤシ
百濟國ヨリ日羅ト云人來レリ。身ニ光明アリ。太子竊ニ繫タル

キ衣ヲキテ、モロくノ童ニマジワリテ、難波ノ館ニイタリテコ
衣ヲキテ、諸ノ童ニマジワリテ、難波ノ館ニイタリテ

レヲミタマフニ、日羅、太子ヲサシテアヤシブ。太子オドロキテ

モテサル。日羅地ニヒザマツキテ、タナゴ、ロヲアハセテ曰ク、
去。日羅ヒザマツキテ、タナ心ヲ合テ云ク、

敬禮救世觀世音、傳燈東方粟散王、遊於西方來誕生、皆演妙法度

敬禮救世觀世音、傳燈東方粟散王、

衆生トマフスホドニ、日羅オホキニ身ノ光ヲハナツ。太子マタ眉

ト申スホドニ、日羅大ニ身ノ光ヲハナツ。太子又眉

間ヨリ光ヲハナチタマフ。マタ百濟ヨリ彌勒ノ石ノ像ヲモテワタ
間ヨリ光ヲ放給。又百濟國ヨリ彌勒ノ石ノ像ヲモテワタ

セリ。大臣蘇我ノ馬子ノ宿禰、コノ像ヲウケタリ、家ノ東ニ寺ヲ
レリ。時ニ大臣蘇我馬子ノ宿禰、コノ像ヲウケテ、家ノ東ニ寺ヲ

造テ、安置シタテマツリテ恭敬シタテマツル。尼三人ヲスエテ供
ツクリテ、スヘタテマツリテウヤマフ。尼三人ヲスエテ

養セルナリ。大臣此寺ニ塔ヲタツ。太子ノタマハク、塔ハコレ佛
ヤシナフ。大臣此寺ニ塔ヲタツ。太子ノ給ハク、塔ハコレ佛

舍利ノウツワモノナリ。釋迦如來ノ御舍利自然ニイデキタリナム
舍利ノウツハ物也。尺迦如來ノ舍利自然ニキタリナム

ト。大臣コレヲキ、テ祈ニ、(ニ)濟食ノ飯ノウエニ佛舍利一粒ヲエタ
ト。大臣コレヲキ、テ祈ニ、齊飯ノウエニ佛舍利一ヲエタ

リ。瑠璃ノツボニイレテ、塔ニオキテオガム。太子ト大臣ト意ヲ

リ。ルリノツボニイレテ、塔ニオキテオガム。太子ト大臣ト

ヒトツシテ、ニ歟三寶ヲ弘。コノ時ニ國ノ内ニ病オコリテ、死スル人

一心ニシテ、三寶ヲヒロメムトオモフ。コノ時ニ國中ニ病ヲコリテ死人

大アリ、大連物部ノ弓削ノ守屋ト中臣ノ勝海トトモニ奏シテマフ

ヲホシ、大連弓削守屋中臣ノ勝海トトモニ奏シテ申

サク、我國ニハモトヨリ神ヲノミタフトミアガム。シカルニ蘇我

サク、我國ハモトヨリ神ヲノミアガメダテマツル。而ツ蘇我

ノ大臣佛法ト云モノヲ興シテオコナフ。コレニヨリテ病世ニオコ

大臣佛法トイフコトヲタウトビウヤマフ。コレニヨリテヨノ中ニ病オコ

リテ、人民ミナタエヌベシ。コレハ佛法ヲトメテナン、ヒトノ
リテ、民皆タヘヌベシ。此佛法ヲスミヤカニトメテノミナム、人ノ

命ハノガルベキトソウス。帝皇詔シテノタマハク、マフストコロ
命ハ乃コルベキトイフ。ミコトノリニ云ク、申トコロ

アキラケシ。ハヤク佛法ヲタテト宣言アリ。太子奏シタマフ、二
已ニアキラケシ。スミヤカニ佛法ヲトメタテテヨト宣言ヲ給。太子奏シ給。此

ノ人ハイマダ因果ノコトワリヲ不知ナリ。ヨキコトヲオコナエバ
兩人ハイマダ因果ヲシラザル也。善事オコナヘバ

サイワイイタル、アシキコトヲオコナエバワザワイ來ル。此二
福イタリ、惡事ヲ行ヘバ禍キタル。此二人

イマカナラズワザワイニアヒナムト奏シタマフ。シカレドモ宣旨
今必ズワザハヒニアヒナムト奏スレドモ、シキテ宣旨

アリテ、守屋ノ大連ヲ寺ニツカワシテ、堂塔ヲ破リ佛經ヲヤク。
ヲクダシ、守屋ノ大連ヲモテ寺ニツカハシテ、堂塔ヲコボテ、佛經ヲヤキツクシツ。

燒ノコレル佛ヲバ、難波ノホリエニステツ。三人ノ尼ヲバセメウ。
ソレニヤケノコル佛經ヲバ、難波ノホリ江ニステイレツ。三人ノアマヲバウチレウシ、

チテオイイダス。コノ日雲ナクテ大風フキ、雨クダル。太子ワザ
ノリハヅカシメテ追出シツ。此日大ゾラクタクナリ、雲ミダシテ大風フキ、大雨クダル。太子ノ

ワイハイマオコリヌトノタマフ。コノ後ニ瘡ノ病世ニオコリテ、
ノ給ハク、妖サカリニシテ、忽ニオコリナムトストノ給。カクシテ後ニ、かさの病忽ニオコリテ、

ヤミイタムコトヤキサクガゴトシ。フタリノ大臣コトニオモキト
ヨロヅノ人ヤミイタム。其イタキ事ヤキサクガゴトシ。二人ノ大臣、コトニヲモキト

ガライヒテ、奏シテマフス。臣等ガ病クルシミイタムコト、タエ
ガニアタリテ、クヒカナシミテ王ニ奏申テ云。臣等ガ病タルシクイタキコト、更ニタヘ

ガタシ。ネガハクハ三寶ニイノリタテマツラムト。マタ勅アリテ、
ガタシ。願ハ三寶ニイノラムト。時ニ勅アリ

三人ノ尼ヲメシテ二人ノ大臣ヲイノラシム。マタ堂塔タ
三人ノ尼ヲモトノゴトクメシテ、二人ノ大臣ニワカチ給テ、イノラシメ給フ。又ヤキシ寺ヲアラ

エウセニシ佛法ヲ改シムルナリ。コレヨリ
タメツクラシメ給フ。ヤキウシナヒシ佛經ヲモトメアラタメテ、コレヨリハジメテ、又オコシ

マタ興ス。太子ノ御父用明天皇位ニツキタマヒヌ。二年アリテノ
サカヘシメ給。太子ノ御父用明天皇位ニツキ給ヌ。二年アリテ佛法イヨク

タマハク、我三寶ニ歸依シナムト思。蘇我大臣オホセゴト
ヒロマリオコリキ。王ノ仰ニ云、イマハヒトヘニ三寶ニ歸依セムトヲモフ。蘇我大臣勅ヲ

ニシタガハムト奏シ、法師ヲメシテ内裏ニイレシナリ。太子ヨロ
ウケ給テ、法師ヲメシテ内裏ニイレツ。太子悦

コビテ大臣ノ手ヲトリテ、ナミダヲナガシテノタマハク、三寶ノ
テ大臣ノ手ヲ取テ、涙ヲタレテ乃給ハク、三寶ノ

タエナルコトヲ人イマダシラヌニ、大臣意ヲヨセタリ。ウレシク
タヘナル事ヲ人イマダシラヌニ、大臣心ヲヨセタリ。ウシレク

モアルカナトノタマフ。アル人ヒソカニ守屋ノ大連ニツゲテイハ
モアルカナト 乃 給。コレヨリ後ニ、或人ヒソカニ守屋大連ニ告テ云

ク、人々ハカリゴトヲナシテ兵士ヲマフケヨ。アヒタス
ク、人々ハカリゴトヲナスメリ、兵ヲマウケヨト。コレヲキ、テ、阿都ノ家ニ籠居テ、

クベシトイヘリ。守屋ノ大連マ
兵士ヲアツメマウク。中臣ノ勝海ノ連武者ヲ、コシ天、守屋ノ大連ヲアヒタスケムトス。又

皇ヲ呪咀シタテマツルトイフコトキコエナレリトナリ。蘇我大臣
天皇ヲ呪咀シタテマツラムトイフ。キコヘアリ。蘇我大臣

言、太子武士ヲヒキキテ守屋ノ大連ヲ追ト。守屋マタ兵士ヲオコ
太子ニ啓シテ、イクサヲヒキキテ守屋ノ大臣ノモトニヨル。守屋兵ヲオコ

シテ、城ヲツキフセグ、□戦ソノ軍コハクサカリナリ。御カタノ
シテ、タテヲツイテフセギタ、カフ。ツノ軍已ニコハクシテ、御方ノ

兵士オソリオノ、キテ三度シリゾキカヘル。コノトキニ太子御歳
イクサ怖惶^{オソリ}テ 三度カヘリ退ク。此時ニ太子御歳

十六ナリ。將軍ノウシロニタチテ、軍ノ務ゴトヲシメス、マタ秦
十六才也。將軍ノ後ニ立給ヘリ。軍ノマツリゴトノ人 秦

川勝白膠木ヲモテ、四天王ノ像ヲキザミツクラセテ、
川勝ニシメシテ乃給ハク、スルデノ木ヲトリテ、四天王ノ像ヲキザミ 造

モテモトマリノウエニサシホコノサキニサ、ゲテ、願ヲオコシテ
各 誓 ノウヘニハサミ 餅ノサキニサ、ゲテ、願

イハク、我等ヲシテ戦ニカタシメタマヘ、シカラバ四天王ノ像ヲ
云、我等ヲシテ戦ニカタシメ給タラバ、
四天王ノ像ヲ

アラハシ塔寺ヲタテントイヘリ、大臣モマタ如是願ジテ戦フ、
アラハシテ堂塔ヲタテムト。蘇我大臣又カク乃ゴトク願ジテ、軍ヲアツメテス、ミタ、カフニ、

△今昔物
語「様」に
作る

物部ノ守屋ノ大連大ナルイチキノ木ニノボリテ、物部ノ氏ノ大明
物部 守屋 大連大ナル 榎 ニノボリテ、物部氏ノ大

神ヲイノリチカヒテ矢ヲハナツ、太子ノ御アブミニアタレリ。太
神ヲチカヒテヤヲハナツニ、太子ノ御アブミニアタレリ。太
子マタ舍人ハ迹見ノ赤樽ニオホセテ、四天王ニイノリテ矢ヲハナ
子又舍人 迹見ノ赤樽ニ 仰テ、四天王ヲイ乃リテ矢ヲハナ

タシム。トホク守屋ノ連ガムネニアタリテサカサマニ木ヨリオチ
タシム。遠ク 大連ガ胸ニアタリテ 木ヨリヲチ

又。其軍ミダレ破レヌ。セメユキテ守屋ガカウベヲキリツ、家
ス。ソノイダサヤブレヌ。セメユキテ守屋ガ首ヲキリツ、鉾ニ

ノ内ノ資賤庄園オバミナ寺ノモノトナシテ、玉造ノ岸ノ上ニ、始
サシテ家ノ内ノタカラ物、庄園ヲバ皆寺ノ物トナシツ。玉造ノ岸ノ上ニ、ハジメ

テ四天王寺ヲタツ。コレヨリ佛法彌サカリナリ。太子ノ御伯父舅
テ四天王寺ヲタツ。コレヨリ佛法サカリトナリ。太子ノ御舅

崇峻天皇位ニツキタマヒヌ。コノ御宇ニ太子十九歳ニテ冠シタマ
崇峻天皇位ニツキ 給ヌ。コノ御世ニ太子年十九ニテウキカフリシ給

フ。マタ太子ノ伯母推古天皇位ニツキタマヘリ。國ノマツリゴト

御姑^{ミヤノ}推古天皇位ニツキ

給。ス。國ノマツリゴト

ヲ、ミナ太子ニマカセタマフ。百濟國ノ使ニテ阿佐トイフ王子キ
ヲバ、皆コトノク太子ニツケ給ヘリ。百濟國ノ使ニテ阿佐トイフ王子來
タレリ。太子ヲ拜テ言、敬禮救世大慈觀世音菩薩、妙教流通東方
レ。リ。太子ヲオガミテ申サタ、敬禮救世。觀世音菩薩、妙教流通東方

日本國、四十九歲傳燈演說トマフス。太子眉間ヨリ白光ヲハナチ
日本國、四十九歲傳燈演說ト申。太子此時ニ眉間ヨリ白光ヲハナチ

タマフ。太子甲斐國ヨリタテマツレル黑駒ノ足ヨツ白ニ乗ジテ、
給。長三丈バカリ暫アリテシママリ入ヌ。甲斐國ヨリタテマツレル黑駒ノ四足白キニ乃リテ、

雲ニ入テ東ニサリヌ。調士麿馬ノ右ニソエリ。人々アフギテミル。
雲ニ入テ東ニサリ給ヌ。舍人使丸ヲ御馬ノ右ニ副リ。人々アフギテミル。

信濃國ニイタリテ、ミコシノ境ヲメグリテ、三日ヲヘテ歸リタマ
信乃國ニイタリテ、三越ノサカヒニメグル。三日アリテカヘリ給

ヘリ。太子推古天皇ノ御前ニシテ、高座ニノボリテ勝鬘經ヲ講ジ
ヘリ。太子推古天皇ノ御前ニシテ、高座ニノボリテ勝鬘經ヲカウジ

タマフ。モロノ名僧ヲシテ義ヲトハシムルニ、時ニコタフル
給。諸ノ名僧ヲシテ義ヲ問シムルニ、説答事

コト妙ナリ。三日講ジオハル夜、空ヨリ蓮華フレリ。華ノ廣ハ三
妙也。三日講ジオハル夜、天ヨリ蓮華フレリ。ハナノヒロサ三

尺、地三四町丈ニフリツツモレリ、四寸バカリナリ。アクル朝ニ御門

尺バカリ也。地ニフリツツメルコト、四尺バカリ也。コノ所ニミチミチタリ。アクル朝天皇

ミタマフテ、ソノ地ニ寺ヲ建。イマノ橘寺ナリ。フレル華今ニ此

ミ給テ、其地ニ寺ヲ立シメ給。今ノ橘寺是也。ソノフレ、シ花イマニ此

寺ニアリ。マタ太子小野ノ妹ヲ勅使トシテ、サキノ世ニ衡州衡山

寺ニアリ。又太子小野妹子ヲ使トシテ、サキノ身ニモロコシ乃衡山

ニアリシトキ、タモチタリシトコロノ經ヲオシエテトリニツカワ

ニアリシテ、タモチタリシニ經ヲ

ス。オシエテノタマハク、赤縣ノ南ニ衡山アリ、山内ニ般若寺ア

ス。ヲシヘテ乃給ハク、赤縣乃南ニ衡山ト云山アリ、山ノ中ニ般若寺ア

リ。昔同法ハミナスデニ死シオハリニケム。タゞ三人ゾアラム。

リ。我昔ノ同法ハミナシニケム。只三人ゾアラム。

吾使トナノリテ、ソコニ住セシ時タモチリシ複セル一卷ノ法華經

我使トナ乃リ天、ソコニスミシトキ、タモチタテマツリシ 法花經

ヲコヒテモテ來レトノタマフ。妹子ワタリユキテ、オシエニ

ノ、アハセテ一卷ニセルイマス、コヒテモテキタレトノ給。妹子仰乃ゴトクニワタリテ、ヲシヘニ

シタガヒテモテイタリヌ。門ニ一ノ沙彌アリテ、コレヲミテスナ

シタガヒテイタリヌ。門ニ一人ノ沙彌アリテ、即見テ

ワチ入テ云ク、思禪師ノ使來レリト告、シワオヒタル僧三人ツエ

入テ云、思禪師ノ使來レリト告ケレバ、老僧三人杖

ヲツイテ出、ヨロコビエミテ使ニオシエテ經ヲトラシメツ。スナ
ヲツキテイデアヒテ、喜ビエミテ使ニヲシヘテ經ヲトラシム。即

ハチ將キタレリ。太子イカルガノ宮ノ寢殿ノカタハラニ舍ヲツク
カヘリテモテキタレリ。太子班鳩ノ宮乃寢殿ノカタハラニ屋ヲツク

リテ、夢殿トナヅク。月ニ三度沐浴シテ入タマフ。アクル朝出玉テ
レリ。夢殿トナヅク。一月ニ三度沐浴シテイ。ル。アクル朝ニイテ給テハ

閻浮提ノコトヲカタリタマフ。マタコノ中ニ入テ諸經ノ疏ヲ製タ
閻浮提ノ事ヲカタル。又此内ニ入テ諸ノ經疏ヲツクリ

マフ。アルイハ七日七夜出タマワズ、戸ヲトヂテオトモシタマハ
給。或度ハ七日七夜出給ハズシテ、戸ヲトヂテオトモシ給ハ

ズ。高麗ノ惠慈法師ノ云ク、太子三度定ニ入タマヘリ、オドロカ
ズ。高麗ノ惠師法師(慧(明)師)ノ云、太子三昧定ニ入給ヘリ、オドロカ

シタテマツルコトナカレト。八日トイフ朝ニ出タマヘリ。玉机ノ
シタテマツルコトナカレト云。八日トイフニイデ給ヘリ。玉ノ机ノ

上ニヒトマキノ經アリ。惠慈法師(慧(明)師)ヲメシテ語テノタマハク、吾先
上ニヒトマキノ經アリ。惠師法師(慧(明)師)ヲメシテカタラヒ給ハク、我サキノ

身ニ衡山ニアリシ時、タモテリシ經ハコレナリ、過ニシ歳妹子ガ
身ニ衡山ニアリシ時、タモテリシ實ノ經ハ是也、サリニシ年妹子ガ

モテ來シハ、吾弟子ノ經ナリ。三人ノ老僧吾オサメシトコロヲ不
モテキタレリシ經ハ、我弟子ノ經也。三人ノ老僧ノヲサメタル所ヲシラ

知シテ、他經ヲオクレリシナリ。ヨテワガタマシキヲツカワシテ
ズシテ、コト經ヲトリテヲタリシカバ、我タマシヒヲヤリテ

トラシムトノタマフ。サキノ經ハミアハスルニ、コレニハナキ文
トラセル也トノ給。コゾノ經ト見合スルニ、カレニハナキ字

字ヒトツアリ。コノタビノ經ハヒトマキニカケリ。黄ナルカミニ
一 ア リ。此 度 ノ 經モ 一 卷ニ かけり。黄 紙

テ玉ノ軸ナリ。又百濟國ヨリ僧道忻等十人來テツカフマツル。サ
玉ノ軸ヲイレタリ。又百濟國ヨリ僧道欣等十人來テツカフマツル。前

キノ世ニ衡山ニシテ法華經ヲ説玉シ時、我ラハ廬岳ノ道士トシテ、
世ニシテ衡山ニテ法花經ヲ説給シ時、我等ハ廬岳ノ道士トシテ、

トキムマイリテ聞人々ナリトマフス。後ノ歳小野妹子、マタ大
時 ムマイリテ聞シ人々也ト申。後ノ年ニ小野妹子、又モロ

唐ニワタレリシナリ衡山ニユキタレバ、サキノ僧ヒトリノコリテ、
コシニツタリテ衡山ニユキタレバ、サキノ僧ヒトリ乃コリテ、

カタリテイハク、過タル歳ノ秋汝ガクニノ太子、モトハ思禪師、
カタラヒテ云、去ル年ニ秋汝ガクニノ太子、本ハ此山ノ思禪師、

青龍ノ車ニノリテ、五百人ヲシタガヘテ、東方ヨリ空ヲフミテキ
青龍ノ車ニ乗テ、五百ノ人ヲ身ニシタガヘテ、東ヨリ空ヲ踏テキ

タリテ、フルキ臺ノ内ヲサグリテ、一卷ノ經ヲトリテ、雲ヲシノビ
タ(脱カ)テ、舊キ室ノ中ニサシハサミヲケル一卷ノ經ヲトリテ、雲ヲシノギ

テサリシナリトイフ。アキラカニシリヌ、此夢殿ニ入タマヒシホ
テ歸去ニキトイフ。コ、ニアキラカニシリヌ、此夢殿ニ入給ヘリシホ

ドノコトナリケリト。太子御后妃栢手ノ氏カタハラニ候。太子語

リノ事也。太子ノ御妻カシハデノ氏カタハラニ候給フ。太子カタラ

リノタマハク、君吾コ、ロノゴトシ、ヒトツノコトモタガワズ。

ヒテ乃給ハク、君我心ノゴトクシテ、コトモタガハズ。

サイワイナリ。吾死ナム日ハ穴ヲオナジクシテ、トモニウヅムベ

幸ナルカナ。死ム日ハ穴ヲ同クシテ、トモニウヅムベ

シトナリ。后コタエテマフス、千秋萬歲、アシタユフベニツカエ

シト。妃コタヘ申サク、千秋萬歲、朝暮ニツカマ

ムトオモフ。イカナルコ、ロアリテカ、今日オハラムコトヲバノ
ツラムトニ思給フレ。ナニノ心アリテカ、今日ヲハリノ事ヲバ乃

タマフヤト。太子コタエテイハク、始有者終アリ、者ノサダマレ

給フゾト。太子答給ハク、始アル物ハ必ず終アリ、モノ、サダマレ

ル理ナリ。一度生テ一タビ死ルハ、人ノツネノ道ナリ。我昔數多

ル理ナリ。一タビハ生レ一度ハ死ル事、人ノ常ノ道也。我昔アマタノ

身ヲカヘテ、佛道ヲオコナヒツトメキ。ワヅカニ小國ノ太子トシ

身ヲカヘテ、佛道ヲ行ヒツトメキ。ワヅカニ小國ノ王子トシ

テ、妙ナル義ヲ流布シ、法ナキトコロニ一乗ノ義ヲトキツ、五濁

テ來テ、タヘナル法ヲヒロメテ、法モナキ所ニ一乗ノ義ヲ弘メ説ツ。五濁

惡世ニ久ク遊トオモハズトノタマフ。后涙ヲ流シテ、モテコレヲ
惡世ニ久クアラムト思ハズト乃 給。妃ナミダヲナガシテ

ウケタマハル。太子難波ヨリ都ニカヘリタマフ、片岳山ノ道ノ邊
ウケ給ハル。爰ニ太子難波ヨリ京ニ歸 給。ニ、片岡山ノ 邊

ニ餓タル人臥セリ。ノリタマヘル黑駒アユマズシテ止ル。太子馬
ニ飢タル人フセリ。 黑駒アユマズシテトママル。太子馬

ヨリオリテカタラヒタマフ。紫ノ上ノ御衣ヲヌギテ、オホキタマ
ヨリヨリ給テカタラヒ給。紫ノ御袍ヲヌギ給。テ、此人ニヲホヒ給

フ、卽歌ヲ詠ジテノタマハク、
テ、哥 曰

志奈天留屋 片岳山仁 伊悲爾宇惠天 臥多此人 阿波禮於夜奈志
志奈天留耶 片岡山ニ 飯 二 飢、テ 臥セル旅人 阿者禮 祖 無

仁奈禮奈利計如屋 左須多爾乃 木見夜波那幾木仁 伊此仁宇惠天
仁奈禮奈利計如屋 左須多爾乃 木見夜波那幾木仁 伊此仁宇惠天

臥留旅人 阿波禮ト餓タル人頭ヲモチアゲテ、御返歌ヲタテマツル。
臥留旅人 阿波禮ト餓タル人頭ヲモチアゲテ、御返歌ヲタテマツル。

飢 人 舉 頭 所返哥、

伊賀留我乃 登三乃緒河乃 多江波古曾 我大君乃 御名乎和春禮妻
伊賀留我乃 登三乃緒河乃 多江波古曾 我大君乃 御名乎和春禮妻

太子宮ニカヘリタマヒテノチ此人死ニケリ。太子カナシミタマ
太子宮ニ 歸 給。テ、 コノ人シニ、ケリ。太子カナシミ

ヒテ、葬セシメタマフ。大臣等連イコノコトソシル人々七人アリ。メ

テ、ハフリヲサメ給。時ニ大臣連連イ此事ヲ誹謗スル人七人アリ。

シテ太子ノタマフ、片岳ニユキテミヨトノタマヘバ、行キミルニ

太子コノ人々ニ示給フ、片岡山ニユキテソノカタチヲミヨトノ給ヘバ、ユキイタリテミレバ

ソノカバネナシ。

カバネスデニナシ。棺

内

甚

香

シ。皆

驚

アヤシム。太子イカルガノ宮ニマシマシテ、妃ヲ語りタマヒテ、

沐浴シ頭ヲアラハセ、淨衣ヲキセシメタマフテ、我今夜トモニ去

ユアマカシラアラヒ給テ、淨衣ヲキ給テ、我今夜サリ

トノベタマヒ、床ヲナラベテ臥タマヒヌ。アクル朝ニ、久オキタ

ナムトノ給テ、床ヲナラベテ臥給。メ。アクル朝ニ、日タクルマデ

マハズ。人々大殿ノ戸ヲヒラヒテミルニ、トモニカクレタマヒニ

ヲキ給ハズ。人々イアヤシミテ、御殿ノ戸ヲアケテミルニ、共ニカクレ給ニ

ケリ。御貌ワモトノゴトシ。御香コトニ馥カバネ。御歳四十九歳ナリ。

ケリ。御カホモトノゴトシ。御香コトニ香シ。御年四十九也。

オハリタマフ日、黒駒イナ、キヨバヒテ、クサ水ヲクワズ、輿ニ

終給。日、黒駒イナ、キヨビヒテ、草水ヲハマズ、御輿ニ

シタガヒテミサ、キニイタル。一度イナ、キテタウレ死ヌ。ソノ

シタガヒテ。墓ニイタル。一度イナ、キテタフレテシヌ。ソノ

リサマ、皆僧ニニタマヘリ。勝鬘經・法華經等ノ經疏ヲ製テ、法ヲ

ヒロメ、人ヲワタシタマフニヨリテ聖徳トマフスナリ。マタ上宮（スミ）ヒロメ、人ヲワタシ給ニヨリテ也。三ニ上宮

太子トマフス。推古天皇ノ御宇ニ、太子ヲ皇宮ノ南ニスマシメテ、

太子ト申。推古天皇ノ御世ニ、太子ヲ王宮ノ南ニスマシメテ、
國ノマツリゴトヲマカセタマフニヨリテナリ。日本記・平氏撰聖徳

太子傳・上宮記・諾樂ノ古京藥師寺ノ沙門景戒之撰日本國現報善
太子 上宮記 諾樂 古京藥師寺 沙門 景戒 撰日本國現報善

▲續異記
上卷聖德太子傳
終第四

惡異記等ニ見タルナリ。

見（イ）惡靈異記等ニ見タル。

日本三寶感通集卷第一云、天王寺ノ御手印ノ緣起曰、寶塔一基心

ヲ柱ノ中ニ籠、佛舍利髮毛ヲ籠タマヘリト云々、又金堂ノ中ニ舍

利拾參粒ヲオサメイレタマヘリト云々。崇峻天皇元年ニ百濟國ヨ

リ佛舍利ヲタテマツリ、日本記ニイタリテ靈驗ヲアカサズト。太

子御廟ノ註文出現ノ事、

後冷泉卽位第十季也、天喜二年歲次甲午僧忠禪爲起寶塔、削手干地、

而間地中掘出一銅函。其蓋銘曰、尤足稱美故點墓所已了、吾入滅

以後及于四百參拾餘歲、此記文出現哉、爾時國王大臣、發起寺塔、

願求佛法耳云々。(脱カ)內銘曰吾爲利生(脱カ)出彼衡山入此日域、降伏守屋之

邪見、終顯佛法之威德、於處處造立四十六箇之伽藍、化度一千三百餘歲之僧尼、製記法華・勝鬘・維摩等大乘義疏、斷惡修善之道漸以滿足矣。

屋敷文・松子傳云

大慈大悲本誓願

愍念衆生如一子

是故方便從西方

誕生片州興正法

我身救世觀世音

定慧契女大勢至

生育我身大悲母	西方教主彌陀尊
眞如眞實本一體	一體現三同一身
片域化緣亦已盡	還歸西方我淨土
爲度末世諸有情	父母所生血肉身
遺留勝地此廟岨	三骨一廟三尊位
過去七佛法輪處	大乘相應功德地
一度參詣離惡趣	決定往生極樂界
印度號勝鬘夫人	晨旦稱惠思禪師
惠文禪師、惠慈法師、太子御時師主也、思禪師御師也、傳法傳來振	
旦日域有三節、所謂正像末也。正法千季之間天竺流布。像法第十	

三季漢明帝代時、中天竺摩騰迦竺法蘭二人聖人、佛教負白馬來、振旦漢明帝、都西白馬寺始興佛法。後經四百八十餘年、大日本國第三十主欽明天皇代、百濟國聖明王、佛像經卷等獻我朝王、入像法五百歲也。

正嘉元歲丁巳五月十一日書寫之

愚 秀 親 鸞 八十
五歲

以彼眞筆草本

弘安六年季八月三日

釋 寂 忍 二十
五歲

德治第二曆孟冬六日天、於造岡道場、拜見此書、於和田宿坊、書寫之了

釋 覺 如

予依目所勞更發、右筆參差、仍雇他筆、
雖終功、至于奧又故書止之而已

九

以上の對照について見ると、はじめ「釋迦ノ正覺成タマヒシ日ヨリ涅槃ニイリタマフヨニイタルマデ」より、「我イマタナゴ、ロヲアハセテ世ノ妙ナルコトヲアラワスナリ」までは、三寶繪詞中卷（法寶の卷）全體の序文であつて、繪詞に「コノ卷ハ先ハジメニ其趣ヲノベテ次ニ十八人ガ事ヲ注セリ」といふ「其趣」に當るのである。「十八人」の劈頭の聖德太子の章を鈔出するに當つて、法寶の卷の序文も共に鈔出されたのである。

次に「昔上宮太子ト言聖御坐キ」より、「諾樂ノ古京藥師寺ノ沙門景戒撰日本國現報善惡靈異記等ニ見タルナリ」までの全文は、すべて三寶繪詞によつたものである。こゝで注意すべきは御記引いては繪詞の史料であつて、即ち「日本記、平氏撰聖德太子傳（繪詞には傳の字なし）、上宮記、諾樂古京藥師寺沙門景戒撰日本國現報善惡靈異記等」の文字である。この中日本記は日本書紀であり、靈異記は平安朝初期弘仁年間の撰であることは既に知られて居るから、持谷望之改めて考へるまでもないが、特に平氏撰聖德太子、上宮記なる文字に注目したい。

芳賀博士はこれを解して「聖德太子傳曆ニ同ジ」として居られるけれども（今昔物語集）予は當然平氏撰聖德太子の下に傳の字を脱落したものと見、傳曆と上宮記の二部の書名と解する。上宮記は法王帝説と比肩すべき古書であつて、三卷あつたと傳へられて居るけれども、今日に於ては既に佚書の一に數へねばならぬ。たゞ釋日本紀や平氏傳雜勘文等の中に逸文をこゝめてゐるにすぎない。上宮記についてはかつて無盡燈誌上に解説したことがあるから、第二十三卷、今それを再び繰返す煩勞を避けておかう。前にかへつて三寶繪詞の太子の章後に記すこれらの文字が後世の織人にあらざることは、繪詞の他の例に照して明かであつて、行基菩薩の章の終を見ても「居士小野仲廣撰日本國名僧傳并僧景誠造靈異記等ニ見タリ」の注記があり、その他「靈異記ニミヘタリ」とか「靈異記ニシルセリ」といふところである。して見るとこの平氏撰聖德太子傳即ち傳曆も、三寶繪詞製作以前少くとも永觀二年以前の著作でなければならぬ。この平氏撰太子傳曆の著者と著作年時について、古來諸種の太子傳記録類の大いに苦心して穿鑿するところであつて、一説に一條天皇の正曆三年に平基親の著はしたものであるといふ、永正十七年、然しこの説でも落ちつかぬのであつて、太鏡底容鈔（久原文庫蔵、南北朝時代の著で、太鏡白鍊抄と同時代のもの）に橘寺法空の説を引いて「基親季貞平氏傳作者、捨之給、所以者何、基親季貞一條院之御宇、人也、然内記入道保胤法華傳并往生傳、中奉入聖德太子之處々大略此、平氏傳文也若同時、人、製作、才覺幽長之保胤豈可引用之乎、非之仰云、此平氏傳者正曆以前往

古之明人廣才之製作無疑者也云々」といふ如く、日本往生極樂記(慶滋保胤撰)、本朝法華驗記(沙門鎮源撰)の太子に關する記事には歴々として傳曆の影響を視取し得るのであつて、少し注意して見れば傳曆がそれ以前の著作であらうとは誰しも考へる處である。然るに今この三寶繪詞によつて、傳曆が少くとも永觀二年以前のものであり、三寶繪詞製作の當時既に存在してゐたことが知られるのであるから、傳曆の著作年時について從來よりも一層限定し得た譯である。既に永觀二年の銘記ある三寶繪詞に傳曆が引用されて居るのであるから、それより後の日本往生極樂記なり本朝法華驗記にその名を見るのは當然のことといふべきである。

御記には更に以上に續いて日本三寶感通集の名を擧げる。この書は既に佚して現存しないが、聖德太子平氏傳雜勘文に三寶感通集第八卷の文を引いて、終に「已上東大寺珍海己講記也」といひ、(大日本佛教全書聖德太子傳雜勘文一八六頁) 又同書に「日本三寶感通集珍海第六卷(同前)、東大寺珍海三寶感通集第六卷と標したところもあるから(同前一九頁)、この書は珍海の著作と見られる。珍海は天喜の頃生れて、仁平二年十一月に入寂した畫僧で、わが美術史上有名であるが、又俱舍明眼抄六卷、因明四種相違私記、菩提心集、三論玄疏文義要十卷、名教抄、決定往生集等の著者である。彼に日本三寶感通集の著あつたことは、珍海研究の權威とすべき平子鐸嶺氏の珍海己講(國華一七〇、一七一、一七三、一七六、佛教藝術之研究所収) にも見ぬが、この平氏傳雜勘文によつて追加せねばならぬ。天喜二年に僧忠禪が磯長の太子廟所から一銅

函を掘り出したことは古事談等に見ゆるが、この感通集にも収録されて居たのであらう。この銅函の銘なるものは眞宗の道場に安置した光明本尊の銘文にも往々見るところであるが、その源の一つをこの御記に探ることが出来るのである。次に文松子傳なるものも現存しないから詳かでないが、鎌倉時代後期に成つたと思はるゝ聖譽鈔には「松子ガ傳」といひ、太鏡底容鈔にも大鳥部文松子傳フシノノツツガとその名を出して居るから、かゝる題名の書の存在したことはたしかである。のみならず上宮太子拾遺記には「大鳥郡文松子傳云太子御存日時、太子自御廟幅洞西方立石、諸偈注云、其松子傳、廟内親見之、其頌文曰」として十行二十句の偈文を出して居る。文言すべて御記に引くものと一致し御記の第十一行の二句印度號勝鬘夫人、晨旦稱惠思禪師だけはこれに見當らぬ。或ひはこの一行は偈に屬しないものが、偶混じて來たのかと思はれる。

10

通例寫本たるを版本たるを問はず、七十五首太子和讃の終には松子傳によつて所謂廟窟偈が引用されて居るのである。思ふに親鸞聖人は、この偈を以て太子讚文に擬せられたのであらう。それは聖人が迦才の淨土論の一節を曇鸞讚文として用ひられた例に照して(親鸞と祖國第二卷第六・七號參照)、かくの如く考へざるを得ないのである。

金澤市専光寺に傳へる太子廟窟偈文は親鸞聖人の眞蹟と稱するのであるが、恐らくこの奉讃から

雖れて斷簡として残つたのであらう。この眞蹟が高田專修寺、貝塚願泉寺、周防徳應寺に傳へられる太子和讃斷簡の筆蹟と全く同一のものであつて、筆蹟研究上好資料たることはいふまでもない。因みにこの御記を中心として親鸞聖人の他の著作との交渉を一括して述べるならば、先づ大日本國粟散聖德太子奉讃(一百十四首)に注意せねばならぬ。この和讃は從來殆んど注意されず、よし注意されても聖人の親作として見るに足らぬかのやうに取扱はれてゐたが、今御記の内容を一讀して、この和讃に向ふと驚くべきほど多くの一致點を發見するのであつて、恐らくこの和讃は御記の本文(特に三寶繪詞と一致する部分)によつて、製作されたに違ひないと思はれるのである。その末尾を見ると、

日本記平氏撰聖德太子傳上宮紀諾樂古京藥師寺沙門景戒撰日本現報善惡靈異記等見矣也

康元二歲丁巳二月三十日

愚禿親鸞八十五歲

眞蹟在 八代願永寺三平假名文字也

とあつて、日本記以下は御記の文と全く一致するのである。康元二年は三月十四日に改元されて正嘉元年となつたのであるから、御記の書寫と同年であつて、この和讃は御記書寫よりも約二ヶ月以前の製作といふことになる。この時日關係については首肯しがたい點がないではないが、後日の

研究を期してこゝに注意を拂つておきたい。その眞蹟は八代願永寺に在るといふが、今その所在地を確めることが出來ぬのは残念である。

なほ翌正嘉二年^{六月}二十八日、聖人八十六歳の時撰述された尊號眞像銘文を見ると(聖人はこれより三年以前、八十三歳の時^{建長七年六月二日}一度尊號眞像銘文を著はされたのであるが^{眞蹟越前大味法雲寺にあり}この時再び銘文を記し、新たに大勢至菩薩、龍樹菩薩、曇鸞和尚、皇太子聖德の銘文を追加されたのであつて、建長七年本に對して、これを廣本と呼び眞蹟の所在地に從つて高田本といふ^{寛政五年開版の本あり}。建長七年本は略本であつて、本願寺に於て依用するところである^{眞宗假名聖教及び眞宗假名法典所收}。なほ佛光寺に傳へる本が眞宗和語寶典^{明治四十四年開版}に收められてゐるが、製作の年時は高田本と日附が同一である。けれどもその内容に至つては高田本と同じでない。佛光寺本の原本が既に存在しない今日、正確な研究をすることは出來ないが、高田本と多少なりとも内容を異にして同年同月同日の製作といふことは大いに疑はしいが、この疑問を残して諸賢の判斷に任せておかう、次のやうな一節がある。

皇太子聖德御銘文

御縁起曰、百濟國聖明王太子阿佐禮曰、敬禮救世大慈觀音菩薩妙教流通東方日本國四十九歲傳燈

演說文

新羅國聖人日羅禮曰^{シマツツサ}

今對照に用ひた繪詞は文永十年の轉寫本であるけれども、原本の條を傳へて居ると見られるのであつて、これと御記の文を比較すると御記の方が餘程漢文句調を帯びて居る。たごへば繪詞に「妙ナルミチ」とあるを御記に「妙道」といひ、「空キサトリ」とあるを「空ノサトリ」といひ、「モロコシニモ聖」とあるを「震旦ニモ聖人」といひ、「ケタムトセシカバ」とあるを「滅セシカバ」といひ、「オサメタマフ」とあるを「治シタマフ」といふが如きその一例である。なほ語の轉倒せるものとして繪詞に「千人ノ羅漢ヲ撰トマメテ」とあるを御記に「ツキニエラビ千人ノ羅漢ヲトマメテ」とし「スメテ一代ノ聖教ヲ注ヲケリ」とあるを「ミナシルシヲケル一代ノ教ナリ」とし、「ツクレル觀音ノ像アリ」とあるを「觀音ノ像ヲツクレルアリ」等とするのを舉げねばならぬ。なほ假名遣ひの主なる異同を舉げるならば、

【上宮太子御記】

ウ ツ フ
コ ト フ
ツ カ フ
ア ラ フ
ワ ザ フ
ワ イ

【三寶繪詞】

ウ ツ ハ
事 ハ
ツ カ ハ
ア ラ ハ
ワ ザ ハ
ワ ヒ

タ マ シ キ
オ ホ キ (被)
ワ ザ ワ イ
タ ウ レ (倒)
マ フ シ (設)
ウ エ (上)
タ エ (妙)
傳 エ
オ コ ナ エ (絶)
オ シ エ
タ エ (堪)
ス エ (据)
オ シ エ (教)
オ ド ル (躍)

タ マ シ ヒ
ワ ホ ヒ
ワ ザ ハ
タ フ レ
マ ウ ク
ウ ハ
ツ タ ハ
オ コ ナ ハ
オ シ ハ
タ タ ハ
ス エ (据)
ワ シ ハ
ワ ド ル

オシム(借)	ヲシム
オホク	ヲホク
オコリ(起)	ヲコリ
オツ(落)	ヲツ
オサム(納)	ヲサム
オリテ(下)	ヲオリテ

なごその一斑であるが、繪詞に「ヒロマンル國」といふを「ヒロマル國」となし、「ワカレヌルニ」を「ワカレタルニ」となし、或ひは繪詞になき「モテ」を御記に多く用ふるが如きまた注意すべき相異である。これらは何れも時代と共に假名遣ひ語法の推移することを物語るのであるが、これと同時に對照に用ひた觀智院本三寶繪詞が必ずしも原本のまゝでないことは、御記との對照によつて一二の脱句を見る點から推知し得るのである。たとへば「此ユヘニス、ムルニテムゴロナル志」以下の行餘は第三四頁、繪詞に缺くが文勢から見て有る方が自然である。敬禮救世觀世音の偈も、「志奈天留屋片岳山仁」の歌も、繪詞のは不完全であるが、御記のやうにあるのが正しいと思はれるのであつて、繪詞の今の本は御記によつて却つて正し得る點もないではない。なほ細かく見ればいふべきこともあらうが、大體以上によつて御記の殆んど全文は三寶繪詞から出てゐるのであるが、正嘉書寫の時繪詞

から直接鈔録してこれに三寶感通集・文松子傳の文を附加したのではなく、今見る如き御記の構造は恐らく正嘉以前に既に成立して居たのを、正嘉元年に何れよりか轉寫されたものであらうといふ結論に達するのである。御記の研究は一面よりいふと親鸞聖人の寫得された太子傳としての意義を有すると共に、他面には三寶繪詞と密接なる關係を有するのであるから、繪詞の流傳として大いに注意せられるのである。終に研究上多大の便宜を與へられた東寺觀智院主松永昇道師ならびに鷲尾教導師及び雜誌學燈と音樂に發表された中川、山田兩氏の研究と實隆公記に三寶繪の見ゆることゝを指摘示教された岩橋小彌太氏に篤く感謝する。

X X X

尊號眞像銘文と光明本尊とが密接な關係を有するものであらうとは、數年前恩師山田文昭先生の看破されたところであるが、今參考のため日ごろ涉獵した光明本尊についてその太子銘文のみを左に掲げておかう。

○

聖德太子御廟記文掘出一銅函其蓋銘曰吾爲利生出彼衡山入此日域降伏守屋之邪見終顯佛法之威德

— 三河國砂源寺藏・京都市西蓮寺藏・近江國深光寺藏・信濃國長命寺藏・下總國一ノ谷妙安寺藏(判讀)・三河國勝鬘皇寺藏(但し「一銅箱」に作る)・河内國報恩寺藏 —

○ 皇太子傳曰

百濟國聖德太子阿佐禮曰

敬禮救世大慈觀音菩薩妙教流通東方日本國四十九歲傳燈演說

—仙臺市 東北別院保管—

○ 敬禮救世大慈觀音菩薩妙教流通東方日本國四十九歲傳燈演說

敬禮救世觀音大菩薩傳燈東方粟散王禮了

—常陸國 願泉寺藏—

○ 新羅聖人日羅記曰

敬禮救世觀世音 傳燈東方粟散王

從於西方來誕生 皆滿妙法度衆生

—京都市 徳正寺藏—

△演の誤

かくの如く光明本尊の太子銘文は一は阿佐日羅の言葉であつて、既に御記と廣本尊號眞像銘文とに於て見たところであり、一は御記に三寶威通集を引いて載せるところの天喜二年に掘り出した銅

函の銘である。このことは現存する光明本尊に徴して明かであるばかりでなく、存覺袖日記京都市 常樂寺藏なる備忘録の中に本尊銘文として書き留められてゐるものに合するのである。これによつて御記と尊號眞像銘文と光明本尊との關係を明かにすることが出来るのである。便宜のため最後に袖日記に見るところを鈔録しておかう。

○ 色紙左

太子文

聖德太子御廟記文掘出

一銅函其蓋銘曰

吾爲利生出彼衡山入以此日域

右降伏守屋之邪見

終顯佛法之威德

下

皇太子聖德緣起曰

百濟國聖明王太子阿佐禮曰

敬禮救世大慈觀音菩薩
妙教流通東方日本國
四十九歲傳燈演說
新羅國聖人日羅禮曰
敬禮救世觀世音
傳燈東方粟散王
從於西方來誕生
皆演妙法度衆生

已上十行

○
貞治三年^{辰甲}冬鳥巢使蓮淨房本尊銘書之（中略）
聖德太子御廟記文堀出一銅函其蓋銘曰
吾爲利生出彼衡山入此日域降伏守屋之
邪見終顯佛法之威德（常陸國鳥栖無量壽寺に現存する光明本尊はこれであらむ）

延文五歲^{庚子}閏四月日越後柿崎庄
教淨房^{子息後藤次}同道本尊和朝 增賀書之（日正）
別儀□

太子文

端
聖 ○ 文 八字
堀 ○ 曰 九字
吾 ○ 山 八字
與
入 ○ 屋 八字
之 ○ 之
威德

○ 太子兩方各三行 別八字（但九字一行）（他は略す）

關田證信房本尊（文和三年申
午大本二幅）
上

(前略)
 聖德太子。銘曰 十七字
 吾爲。守屋之 十七字
 邪見。威德 九字

袖日記にはなほその他に「光明本文」として記されて居るものがあるが、如上の範囲を出ないから、特に紀年のあるものを多く挙げて例證を省略しておく。

上宮太子御記の研究 終

□ □
 大正十年 貳月廿六日 印刷
 大正十年 參月壹日 發行
 【正價金壹圓五拾錢】
 □ □

著者 京都市間之町中數屋町上ル 橋川 正

發行兼印刷者 京都市下珠數屋町東洞院四入橋町 西村九郎右衛門

— 丁子屋書店出版部印行 —

不許複製

□ □
 發行所 京都市下珠數屋町 丁子屋書店
 振替 東京四五九七
 大阪一〇二九〇
 □ □

324
634

終

